

おん が がわ

遠賀川上流圏域

河川整備計画

令和6年1月

福 岡 県

目 次

第1章 河川及び圏域の概要	1
1-1 圏域の概要	1
1. 域内河川の状況	1
2. 河川の概要	4
3. 地形・地質	11
4. 気候・気象	13
5. 歴史・文化	14
6. 土地利用	17
7. 自然公園の指定状況	18
8. 人口・産業経済・交通	20
1-2 治水と利水の歴史	22
1. 治水の歴史	22
2. 利水の歴史	23
第2章 河川の現状と課題	25
2-1 治水の現状と課題	25
2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題	28
1. 水利用	28
2. 河川空間利用	29
3. 河川環境	30
4. 河川の水質	38
5. 地域のニーズ	42

第3章 河川整備計画の目標に関する事項	43
3-1 河川整備計画における基本理念	43
3-2 河川整備計画の対象区間	44
3-3 河川整備計画の対象期間	44
3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	45
1. 洪水対策	45
2. 内水対策	47
3. 地震対策	47
4. 河川の維持	47
5. 危機管理	47
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標	47
1. 水利用	47
2. 河川空間利用	47
3. 河川環境	47
4. 河川水質	48
第4章 河川の整備の実施に関する事項	49
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	49
1. 河川工事の目的、種類	49
2. 洪水対策	49
3. 局所的な改良	57
4. 内水対策	57
5. 水衝部等の安全性確保	57
6. 堤防の安全性確保	57
7. 危機管理	57
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	58
1. 河川維持の目的	58
2. 河川維持の種類	58
3. 施行の場所	60

4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の 整備と保全に関する事項	61
1. 水利用	61
2. 河川空間利用	61
3. 河川環境	61
4. 河川水質	61
4-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	62
1. 洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進	62
2. ソフト対策の具体的な取り組み	63
3. 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携	67

第1章 河川及び圏域の概要

1-1 圏域の概要

1. 域内河川の状況

遠賀川水系遠賀川は、その源を福岡県嘉麻市馬見山に発して、飯塚盆地を北流しながら途中で穂波川などの支川と合流後、飯塚市街地を貫流して直方平野に入り、その後、田川盆地を貫流してきた彦山川と合流し、さらに犬鳴川などの支川を合わせながら北流した後に、響灘へと注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積 1,026km² の一級河川です。

遠賀川上流圏域(以下「上流圏域」と称する)は、遠賀川水系の左支川庄司川および右支川庄内川合流点より上流域において、遠賀川及び穂波川に流入する河川の流域です。

上流圏域内の県管理河川は、表 1-1、表 1-2 および図 1-1 に示すように遠賀川本川上流区間、遠賀川本川に直接流入する芥田川、千手川、山田川、三緒浦川、熊添川、穂波川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、庄内川の 11 支川と、これらの河川に流入する山口川、馬敷川、大分川、切畑川、泉河内川、内住川、久保白川、明星寺川、姿川、碓川、鹿毛馬川の 11 支川を合わせた 23 河川です。

それらの河川は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、筑前町の 2 市 3 町を流れています。

表 1-1 遠賀川上流圏域内の市町と河川

上流圏域内を流下する河川名(指定区間)		
飯塚市	19 河川	三緒浦川、熊添川、穂波川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、庄内川、山口川、馬敷川、大分川、切畑川、泉河内川、内住川、久保白川、明星寺川、姿川、碓川、鹿毛馬川
嘉麻市	5 河川	遠賀川、芥田川、千手川、山田川、泉河内川
桂川町	4 河川	穂波川、馬敷川、泉河内川、碓川
小竹町	1 河川	庄内川
筑前町	1 河川	穂波川

表1-2 遠賀川上流圏域河川(指定区間)諸元

河川名	指定区間		指定区間 延長(km)	流域面積 (km ²)
	始点(上流端)	終点(下流端)		
① おんががわ 遠賀川	左岸:嘉麻市桑野字市野2212番地先 右岸:嘉麻市桑野3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5	35.50
② あくただがわ 芥田川	左岸:嘉麻市千手字小水1504番1地先 右岸:嘉麻市千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3	4.90
③ せんずがわ 千手川	嘉麻市大力字野鳥799番1地先の大力橋	遠賀川合流点	10.4	25.80
④ やまだがわ 山田川	左岸:嘉麻市熊ヶ畑字宮脇2152番地先 右岸:嘉麻市熊ヶ畑字清藤2049番地先	遠賀川合流点	11.9	27.90
⑤ みおうらがわ 三緒浦川	左岸:飯塚市柏の森字境出675番地先 右岸:飯塚市柏の森字学頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4	0.70
⑥ くまぞえがわ 熊添川	飯塚市菰田西1丁目256番の6地先の南通橋	遠賀川合流点	1.2	1.90
⑦ ほなみがわ 穂波川	左岸:朝倉郡筑前町三箇山字オシキノ1238番地先 右岸:朝倉郡筑前町櫛木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2	58.80
⑧ やまぐちがわ 山口川	左岸:飯塚市山口字地藏原1508番1地先 右岸:飯塚市山口字米ノ山1254番1地先	穂波川合流点	5.8	10.20
⑨ いずみごうちがわ 泉河内川	左岸:嘉麻市泉河内字猪鹿627番1地先 右岸:嘉麻市泉河内字猪鹿626番1地先	穂波川合流点	9.7	31.30
⑩ ましきがわ 馬敷川	左岸:飯塚市馬敷字松葉848番地先 右岸:飯塚市馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6	16.75
⑪ だいぶがわ 大分川	左岸:飯塚市大分字小河内2671番1地先 右岸:飯塚市大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8	8.62
⑫ きりはたがわ 切畑川	左岸:飯塚市内住字砂原133番地先 右岸:飯塚市内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5	0.82
⑬ ないじゆがわ 内住川	飯塚市内住字九郎原1544番1地先の九郎原橋	穂波川合流点	8.6	26.90
⑭ くほしるがわ 久保白川	左岸:飯塚市久保白字大谷296番地先 右岸:飯塚市久保白字城山287番16地先	内住川合流点	2.0	1.48
⑮ みょうじょうじがわ 明星寺川	左岸:飯塚市潤野字寺田862番1地先 右岸:飯塚市潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9	5.19
⑯ すがたがわ 姿川	左岸:飯塚市潤野字六田87番1地先 右岸:飯塚市小正字大坪676地先	明星寺川合流点	1.0	12.00
⑰ いかりがわ 碓川	左岸:嘉徳郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸:嘉徳郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6	8.20
⑱ けんげいじがわ 建花寺川	左岸:飯塚市建花寺字蓮台寺1341番1地先 右岸:飯塚市建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2	21.34
⑲ しんかわ 新川	飯塚市新立岩2048番の国道福本橋	遠賀川合流点	1.4	6.04
⑳ しょうしがわ 庄司川	飯塚市庄司字高柳338番8地先の県道橋	遠賀川合流点	2.6	10.60
㉑ しいのきがわ 権の木川	飯塚市鯉田字伏原1996番1地先の市道福井橋	遠賀川合流点	1.6	5.20
㉒ しょうないがわ 庄内川	左岸:飯塚市高倉字土手ノ内463番7地先 右岸:飯塚市高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8	42.60
㉓ かけのうまがわ 鹿毛馬川	左岸:飯塚市鹿毛馬字平石116番1地先 右岸:飯塚市鹿毛馬字平石104番4地先	庄内川合流点	2.9	11.12

注) 指定区間: 県管理区間

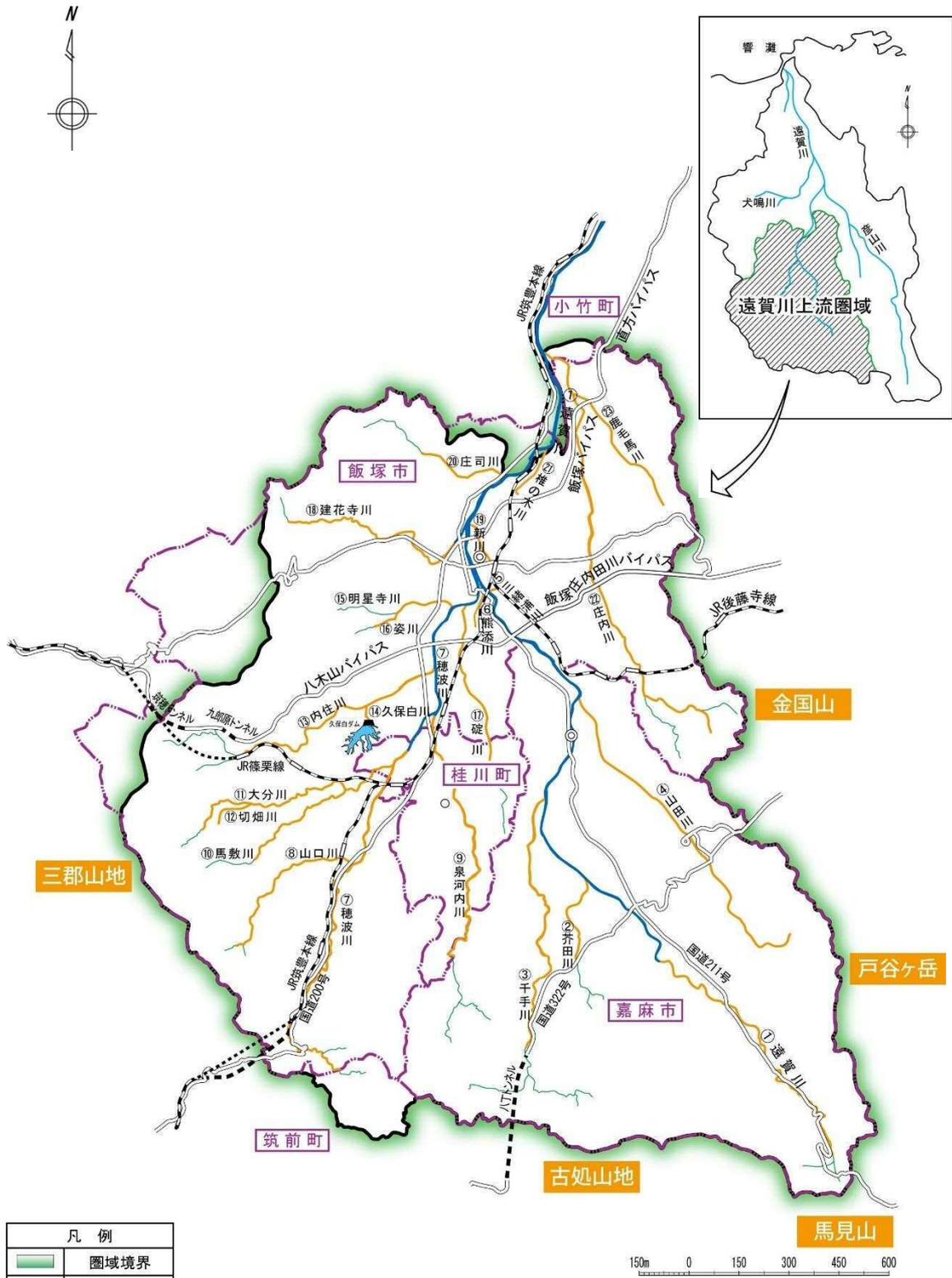


図1-1 位置図

※河川番号は前頁「表1-2」とリンク

2. 河川の概要

(1) 遠賀川(本川)

遠賀川は、その源を嘉麻市(旧嘉穂町)の馬見山に発して、北方向へ流下しながら多くの支川と合流し、最終的には響灘へと注ぐ一級河川です。河川のほとんどの区間は国が管理を行う直轄管理区間ですが、嘉麻市の火渡橋から上流 8.5km の区間は県が管理を行う県管理区間です。県管理区間流域のほとんどが山林で、河川沿いに開けた土地は住宅地や耕作地として利用されています。



①遠賀川

(2) 芥田川(一次支川)

芥田川は嘉麻市(旧嘉穂町)の中心付近に端を発し、北方向へ流下して国道 322 号を横断し、嘉麻市(旧碓井町)で遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市千手字小水までが県管理区間です。流域は、緩やかな丘陵が広がり、スギやヒノキの植林地の他に、果樹園としても利用されています。また、河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



②芥田川

(3) 千手川(一次支川)

千手川は、筑後川県立自然公園北側の境界付近に端を発し、嘉麻市(旧嘉穂町)を北方向へ流下した後、嘉麻市(旧碓井町)を縦断して、嘉麻市(旧稲築町)に入るとすぐに遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市大りき野鳥までが県管理区間です。流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川は深い谷底を流れています。国道 322 号を越えると、やや両岸が開けて耕作地が広がっています。嘉麻市(旧碓井町)に入ると、住宅地として利用されている土地も広く見られます。



③千手川

(4) 山田川(一次支川)

山田川は嘉麻市(旧山田市)と田川郡川崎町との境界となる熊ヶ畑山付近に端を発生し、北西方向へ流下して、嘉麻市(旧稲築町)で遠賀川右岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市熊ヶ畑字清藤までが県管理区間です。流域の上流部は旧山田市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



④山田川

(5) 三緒浦川(一次支川)

三緒浦川は飯塚市街地(旧飯塚市)を流れる小規模な河川で、遠賀川合流点から学頭排水機場までが県管理区間です。流域には、住宅や公共施設などがあり、市街地の中心部からはやや外れているために、耕作地として利用されている土地も見られます。



⑤三緒浦川

(6) 熊添川(一次支川)

熊添川は飯塚市街地(旧飯塚市)を流れ、ほぼ JR 筑豊本線に沿って北方向へ流下し、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市菰田西1丁目までが県管理区間です。合流点には菰田排水機場が設置されています。県管理区間のほぼ全域が、両岸ともコンクリート護岸で整備されています。その流域は市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



⑥熊添川

(7) 穂波川(一次支川)(二次支川山口川を合わせて記述)

穂波川は筑前町の北東部に端を發し、飯塚市(旧筑穂町)を北方向へ流下した後、桂川町と飯塚市(旧穂波町)を經過して、飯塚市(旧飯塚市)で遠賀川左岸に流入する河川です。下流部は直轄管理区間で、県管理区間は 6km 付近から上流で、飯塚市(旧筑穂町)と筑前町の境界までの 17.2km の区間です。

山口川は飯塚市(旧筑穂町)と筑紫野市との境界付近に端を發し、飯塚市(旧筑穂町)を北東方向へ流下した後、国道 200 号を横断してすぐに穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市山口字地藏原までが県管理区間です。

流域の上流部は、ほとんどが山林でスギ・ヒノキ植林が最も広い面積を占めますが、落葉広葉樹林のコナラ林も比較的まとまって見られます。

下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



⑦穂波川



⑧山口川

(8) 泉河内川(二次支川)

泉河内川は嘉麻市(旧嘉穂町)西部に端を發し、北方向へ流下し、桂川町を縦断した後、飯塚市(旧穂波町)に入っすぐに穂波川右岸に流入する河川です。穂波川合流点から嘉麻市泉河内字猪鹿までが県管理区間です。流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川沿いの



⑨泉河内川

開けた土地に耕作地や草地が見られます。下流部の平坦な土地は、桂川町の市街地が發達しており、住宅や商業施設が多く見られる他、工場等も点在しています。

(9) 馬敷川(二次支川)(三次支川大分川、四次支川切畑川を合わせて記述)

馬敷川は三郡山の山腹に端を発し、大分川と合流した後に桂川町に入り、穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市馬敷字松葉までが県管理区間です。

大分川も三郡山の山腹に端を発し、途中で切畑川と合流した後、飯塚市(旧筑穂町)を東方向へ流下して、馬敷川左岸に流入する河川です。馬敷川合流点から飯塚市大分字小河内までが県管理区間です。

流域の上流部は主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、主に水田として利用されています。



⑩馬敷川



⑪大分川



⑫切畑川

(10) 内住川(二次支川)(三次支川久保白川を合わせて記述)

内住川は飯塚市(旧筑穂町)と糟屋郡宇美町の境界付近に端を発し、北東方向へ流下した後、飯塚市(旧穂波町)へ入り、国道 200 号を横断して穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市内住字九郎原までが県管理区間です。

久保白ダムのある久保白川は飯塚市(旧筑穂町)のほぼ中央で内住川に流入する河川です。内住川合流点から飯塚市久保白字城山までが県管理区間です。

流域の上流部は、主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、住宅地や水田を主とする耕作地として利用されており、周辺の丘陵地にはコナラ林の他、果樹園として利用されている土地も見られます。



⑬内住川



⑭久保白川

(11) 明星寺川(二次支川)(三次支川姿川を合わせて記述)

明星寺川は飯塚市街地(旧飯塚市)の南西部の山麓に端を發し、飯塚市街地(旧穂波町)へ向かって東方向へ流下し、穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市潤野字寺田までが県管理区間です。合流点には明星寺川排水機場が設置されています。

姿川は飯塚市明星寺地区の姿溜池に端を發し、嘉穂高等学校の西側で明星寺川右岸に流入する河川です。明星寺川合流点から飯塚市潤野字六田までが県管理区間です。中流部には、浸水被害軽減対策として潤野調節池と小正調節池が整備されています。

これらの流域はほとんどが平坦地で、上流部は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



⑮明星寺川



⑯姿川



⑯姿川 潤野調節池

(12) 碓川(二次支川)

碓川は桂川町と嘉麻市(旧碓井町)の境界付近に端を發し、飯塚市(旧穂波町)の東部を北方向へ流下し、飯塚市(旧飯塚市)に入ってから穂波川右岸に流入する河川です。穂波川合流点から桂川町大字吉隈字小堤までが県管理区間です。流域はほとんどが平坦地であり、中上流部に田畑が点在するものの広く開発が進み、住宅や商業施設の他、多くの工場が見られます。また、かつては大規模な炭坑が多数操業されていたため、ボタ山が点在しています。



⑯碓川

(13) 建花寺川(一次支川)

建花寺川は飯塚市と宮若市(旧若宮町)の境界付近の八木山山中に端を発し、飯塚市(旧飯塚市)を東方向へ流下して、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市建花寺字蓮台寺までが県管理区間です。流域の上流部は山林で、山腹から中流部の平坦な土地は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地です。



⑩建花寺川

(14) 新川(一次支川)

新川は飯塚市街地を流れ、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。県管理区間は国道201号と交差する福本橋から遠賀川合流点までの区間です。合流点には殿浦排水機場が設置されています。流域は飯塚市街地の中心部であり、住宅や商業施設の他、市役所や県の総合庁舎等も位置しています。



⑪新川

(15) 庄司川(一次支川)

庄司川は飯塚市北部笠置山に端を発し、平坦な水田地帯を流下した後、国道211号(国道200号重複区間)を横断して、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市庄司字高柳までが県管理区間です。合流点には庄司川排水機場が設置されています。流域の上流部は山林で、中下流部の平坦な土地は主に水田で利用され、周辺に住宅地が広がっています。



⑫庄司川

(16) 椎の木川(一次支川)

椎の木川は飯塚市(旧飯塚市)北東部を流れ、JR 筑豊本線の^{なまざたてつどうきょう}鯉田鉄道橋直下で、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。遠賀川合流点から飯塚市^{ふしはら}鯉田字伏原までが県管理区間です。合流点には^{なまざた}鯉田排水機場が設置されています。流域は平坦な土地であるため、住宅や耕作地として利用されています。



⑯椎の木川

(17) 庄内川(一次支川)

庄内川は飯塚市(旧庄内町)の南部で田川市との境界となる^{かなくにやま}金国山に端を發し、北方向へ流下し、小竹町に入るとすぐに、遠賀川右岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市^{たかくら どののうち}高倉字土手ノ内までが県管理区間です。流域の上流部は丘陵地が広がり、ゴルフ場としての利用があり、下流部の平坦な土地は住宅地や耕作地として利用されています。



⑰庄内川

(18) 鹿毛馬川(二次支川)

鹿毛馬川は飯塚市(旧^{かいたまち}鯉田町)南東部の筑豊緑地に端を發し、北西方向へ流下して国道 200 号を横断した後、庄内川右岸に流入する河川です。庄内川合流点から飯塚市^{かけのうま ひらいし}鹿毛馬字平石までが県管理区間です。流域の上流部は丘陵地が広がり、下流部は、飯塚市(旧鯉田町)の市街地となっています。



⑱鹿毛馬川

3. 地形・地質

(1) 地形

上流圏域は、福岡県のほぼ中心部に位置し、筑後川県立自然公園が存在する古処山地を境界に筑後川流域に接しています。

上流圏域の地形は、西方の三郡山地、南方の古処山地、東方の彦山川流域を境界とする戸谷ヶ岳、金国山といった山々に囲まれた盆地の中に包含され、海拔約 200m 以上で急傾斜を持つ山地と、それ以下の丘陵地と平地に区分できます。

位置図

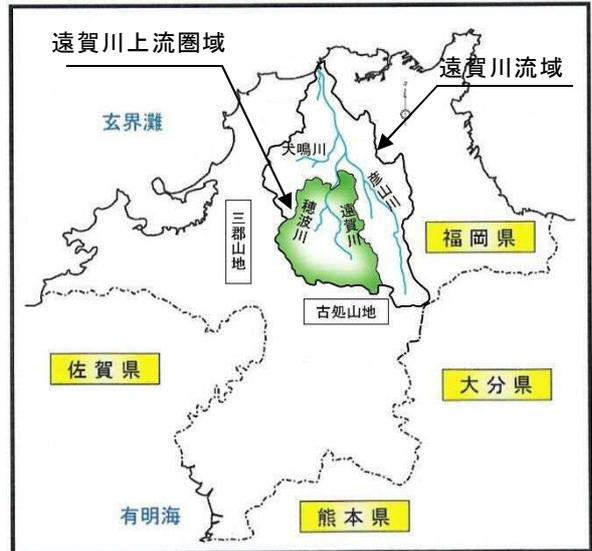


図 1-2 福岡県における遠賀川上流圏域位置図

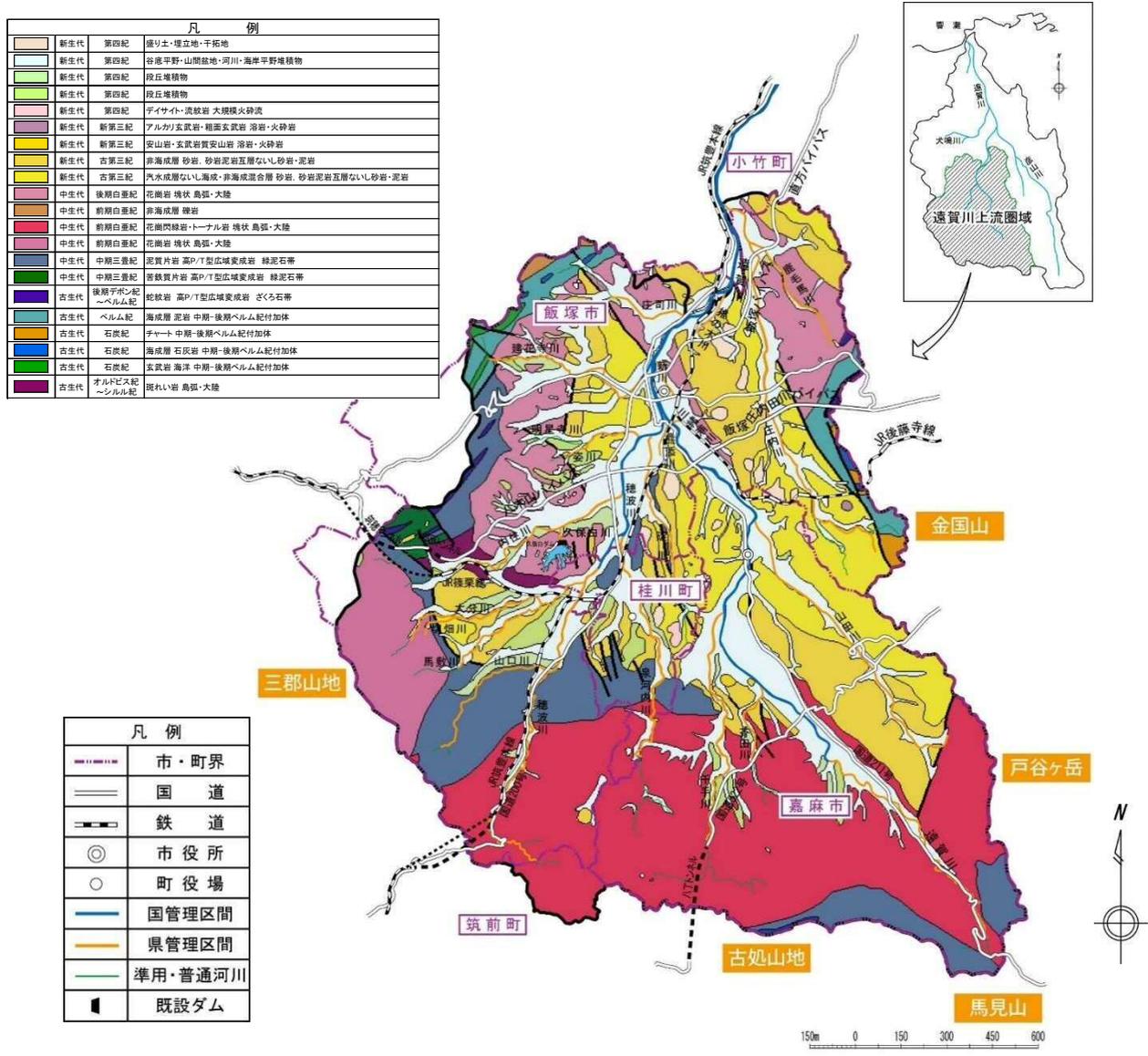


図 1-3 地形図

(2)地質

上流圏域の地質は、南西部に広がる古処山地・三郡山地に古生代・中生代の古期岩類の花崗岩等の基盤岩石が見られ、丘陵地を古第三紀層(直方層群)が広く覆い、その厚さは、2,000~3,000m に及び、深い位置に石炭層が発達しています。

新生代古第三紀の時代は現在よりも気温が高く、北部九州には亜熱帯植物が生い茂っていましたが、地殻変動による地盤沈下に伴い湖や湿地帯が広がり、砂や泥とともに植物の遺骸が多量にたまって泥炭となり、深く埋れた後、長い時間をかけて泥炭が石炭へと変化し、嘉麻市の北東地域から北西方向に炭田が形成されました。



出典) 1/20,000 日本シームレス地形図

図 1-4 地質平面図

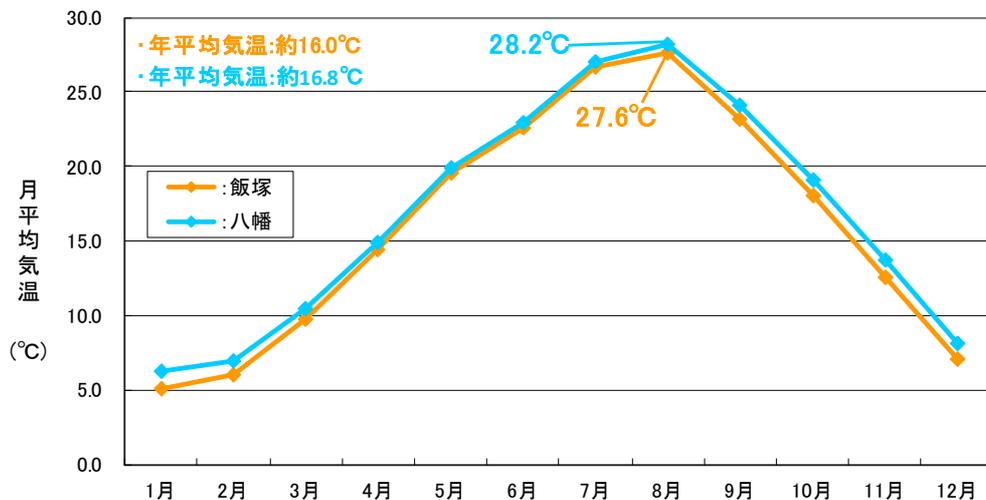
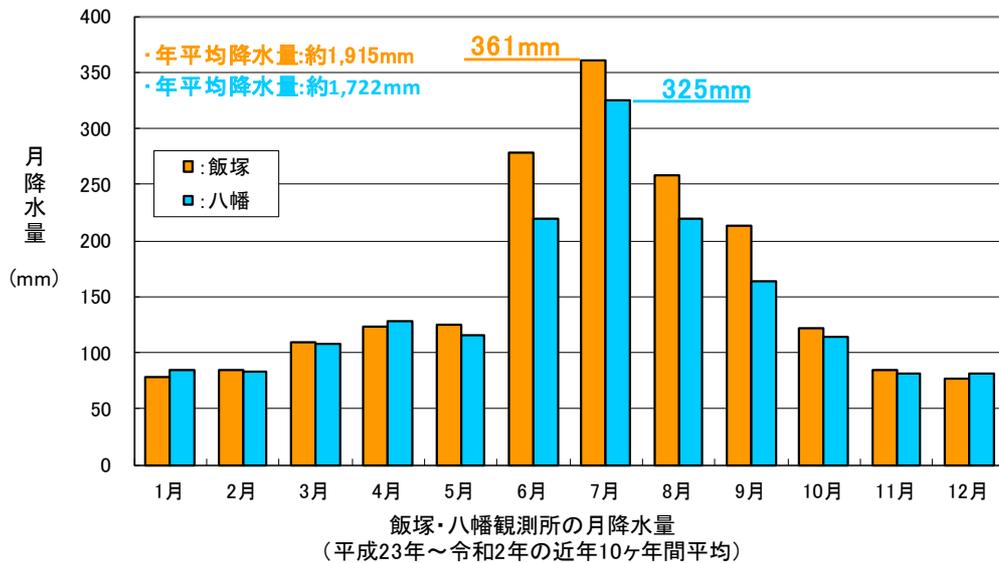
4. 気候・気象

上流圏域は、大陸高気圧から吹き出す寒気の影響を受ける日本海型気候区に属するものの、筑豊盆地型の内陸性気候を呈しており、地域一帯が盆地であるため昼と夜、また、夏と冬の気温の格差が大きい地域です。

この地域の特徴は、夏季は高温であり、晩秋から初春にかけて霧の発生が著しく、冬季は曇りや雨天の日が多く、北東風の影響を受けて冷え込みが激しく、氷雪、霜の時期が早い盆地特有の気候を示しています。

飯塚市にある飯塚観測所(気象庁)における平成23年から令和2年の記録から、年平均気温は約16.0℃、年平均降水量は約1,915mmとなっています。

この地域において年間を通じて降水量を見ると、雨の多い時期は6、7月の梅雨期で、2ヶ月間の降水量は年間降水量の約34%に達しています。



飯塚・八幡観測所の月平均気温
(平成23年～令和2年の近年10ヶ年間平均)
図1-5 上流圏域近傍観測所の気象データ

5. 歴史・文化

上流圏域には、歴史や文化、自然に関する観光資源が多くあります。歴史や文化にまつわるものとしては、桂川町の「王塚古墳」や嘉麻市（旧稲築町）の「山上憶良万葉歌碑」等が挙げられます。国指定（特別史跡）の史跡である「王塚古墳」は、6世紀中頃に作られたと考えられている遠賀川流域最大の前方後円墳で、その内部には、美しい色彩で動物や幾何学模様等が細部にわたって描かれています。このような当時の文化の高さがうかがわれる古墳は、遠賀川流域において古くから稲作が行われ、発達した文化が形成されていたことを裏付けるものです。「山上憶良万葉歌碑」は、筑前の国司となった山上憶良が視察の途中で立ち寄った旧嘉麻郡（現在の嘉麻市（猪国を除く）及び一部飯塚市（遠賀川以東と口原・鶴三緒））で詠んだと言われている歌の碑です。

自然に関する観光資源としては、上流圏域を囲む三郡山地や古処山地などの山々が挙げられます。これらの山には登山道が整備され、多くの登山客が訪れます。嘉麻市に位置する古処山ツゲ原始林は国の特別天然記念物に指定されています。

古くから人々の生活と遠賀川との結びつきが深かったことを示すものとしては、嘉麻市（旧嘉穂町）の「鮭神社」や「ひと鍬堀」が挙げられます。「鮭神社」は鮭の名を冠した全国でも珍しい神社で、海の神の使いが鮭に姿を変えてお参りに来ると伝えられています。境内には鮭塚があり、毎年12月に献鮭祭が行われます。「ひと鍬堀」は、江戸時代に医者が、水不足に悩む農民のために嘉麻川（遠賀川）の水をひくために掘ったとされる水路のことです。その際、藩との約束で鍬の幅の分だけしか水路を掘ってはいけないことになっていたそうですが、医者は幅が1mもある鍬を作って水路を掘ったため、立派な水路ができたということです。また飯塚市内にも江戸時代頃まで農業用水として利用されていた五ヶ村用水が残っています。

近代になり、遠賀川流域全体に広がっている筑豊炭田は、明治から大正にかけて日本の石炭の約半分を生産し、日本の近代化に大きく貢献しました。碓川沿いには石炭巻き上げ機の台座が飯塚市有形文化財として残されています。

また、筑豊地区における代表的な炭鉱経営者のひとりである伊藤伝右衛門が造営した本邸の住宅は国の重要文化財（建造物）に指定され、様々な景を楽しむことができる池泉回遊式庭園は国の名勝に指定されています。



図 1-6 上流圏域内の主な文化財位置図

表 1-3 圏域内の国・県指定文化財一覧

分類	関係市町	区分	種別	名称	
国・県指定文化財	有形文化財	飯塚市	国指定	建造物	旧伊藤家住宅
		飯塚市	県指定	彫刻	木造薬師如来立像
		飯塚市	県指定	彫刻	木造聖観音立像
		飯塚市	国指定	考古資料	立岩遺跡堀田甕棺群出土品
		飯塚市	県指定	考古資料	滑石刻真言
		飯塚市	県指定	考古資料	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆
		飯塚市	県指定	考古資料	小正西古墳出土品
		飯塚市	県指定	考古資料	五智如来板碑 附 南無阿弥陀仏名号板碑 一基
		嘉麻市	県指定	彫刻	木造白衣観音坐像
		嘉麻市	国指定	工芸品	華文刺縫陣羽織
		嘉麻市	県指定	考古資料	石造三重塔 附 阿弥陀如来石仏 一躯 十一面観音石仏 一躯
		嘉麻市	県指定	考古資料	鎌田原弥生墳墓群出土品
		嘉麻市	県指定	考古資料	原田遺跡出土品
		桂川町	国指定	考古資料	筑前国嘉穂郡王塚古墳出土品
		無形文化財 民俗文化財	飯塚市	県指定	有形民俗文化財
	飯塚市		県指定	無形民俗文化財	大分の獅子舞
	飯塚市		県指定	無形民俗文化財	綱分八幡宮神幸行事
	嘉麻市		県指定	有形民俗文化財	山野の石像群
	嘉麻市		県指定	無形民俗文化財	山野の楽
	桂川町		県指定	無形民俗文化財	土師の獅子舞
	記念物	飯塚市	国指定	史跡	大分廃寺塔跡
		飯塚市	国指定	史跡	鹿毛馬神籠石
		飯塚市	国指定	史跡	筑豊炭田遺跡群(目尾炭抗跡)
		飯塚市	県指定	史跡	川島古墳
		飯塚市	県指定	史跡	小正西古墳
		飯塚市	県指定	史跡	山王山古墳
		飯塚市	国指定	名勝	旧伊藤傳右エ門氏庭園
飯塚市		国指定	天然記念物	鎮西村のカツラ	
飯塚市		県指定	天然記念物	大分八幡の大クス	
飯塚市		県指定	天然記念物	明星寺のボダイジュ	
飯塚市		県指定	天然記念物	内野の大イチョウ	
嘉麻市		県指定	史跡	鎌田原弥生墳墓群	
嘉麻市		県指定	史跡	沖出古墳	
嘉麻市		国指定	特別天然記念物	古処山ツゲ原始林	
嘉麻市		県指定	天然記念物	白馬山のバクチノキ	
嘉麻市		県指定	天然記念物	千手川の甌穴群	
桂川町		国指定	特別史跡	王塚古墳	
登録有形文化財		飯塚市	国指定	建造物	嘉穂劇場

出典) ・飯塚市歴史資料館 HP : 関連市町 飯塚市

・福岡県文化財データベース (令和3年12月7日現在) : 関連市町 嘉麻市, 桂川町

6. 土地利用

上流圏域の土地利用は、平地部と山間部に大きく区分されます。

圏域の約 30%を占める平地部は、飯塚市を中心とした市街地と、その周辺の水田を主とした耕作地により構成されています。各市町の中心として市街地が発達している場所には、多くの行政関連施設や商業施設、住宅などが立地しています。

圏域の 70%を占める山間部と丘陵地は、農林業を中心とした農山村が形成されており、スギ・ヒノキの植林地が広範囲に見られます。

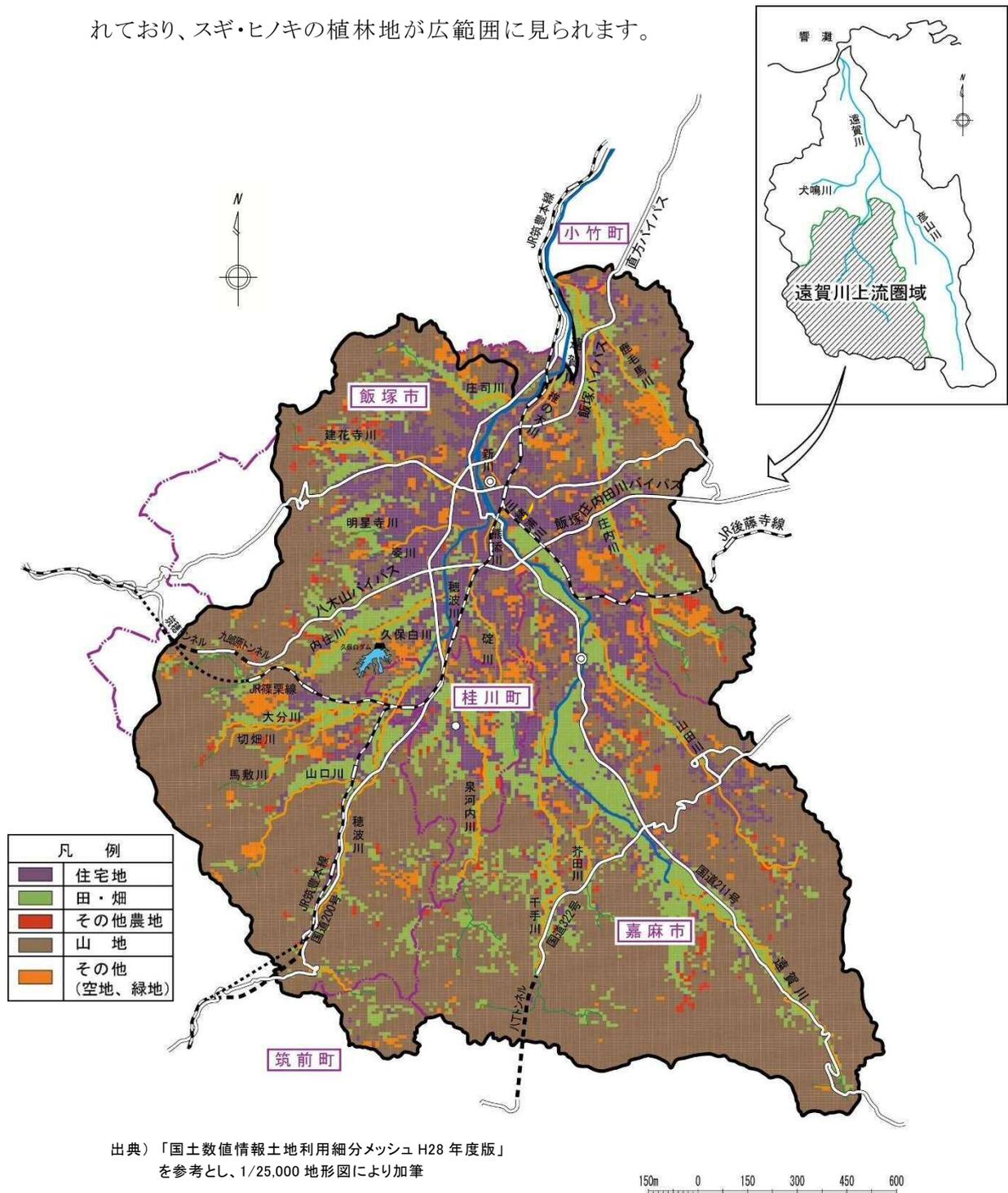


図 1-7 土地利用図

7. 自然公園の指定状況

上流圏域は、外周輪郭を形成する山地を中心として自然環境に恵まれており、2つの県立自然公園の指定を受けているとともに、以下のように鳥獣保護区も指定されています。

表 1-4 自然公園一覧表

種別	公園名	圏域内関係市町	指定年月日
県立 自然公園	太宰府県立 自然公園	飯塚市	S25.5.13 S53.3.31(変更)
	筑後川県立 自然公園	嘉麻市	S25.5.13 H4.5.13(変更)

表 1-5 規制状況一覧表

規制項目	関係法令	圏域内関係市町
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	飯塚市、嘉麻市、筑前町

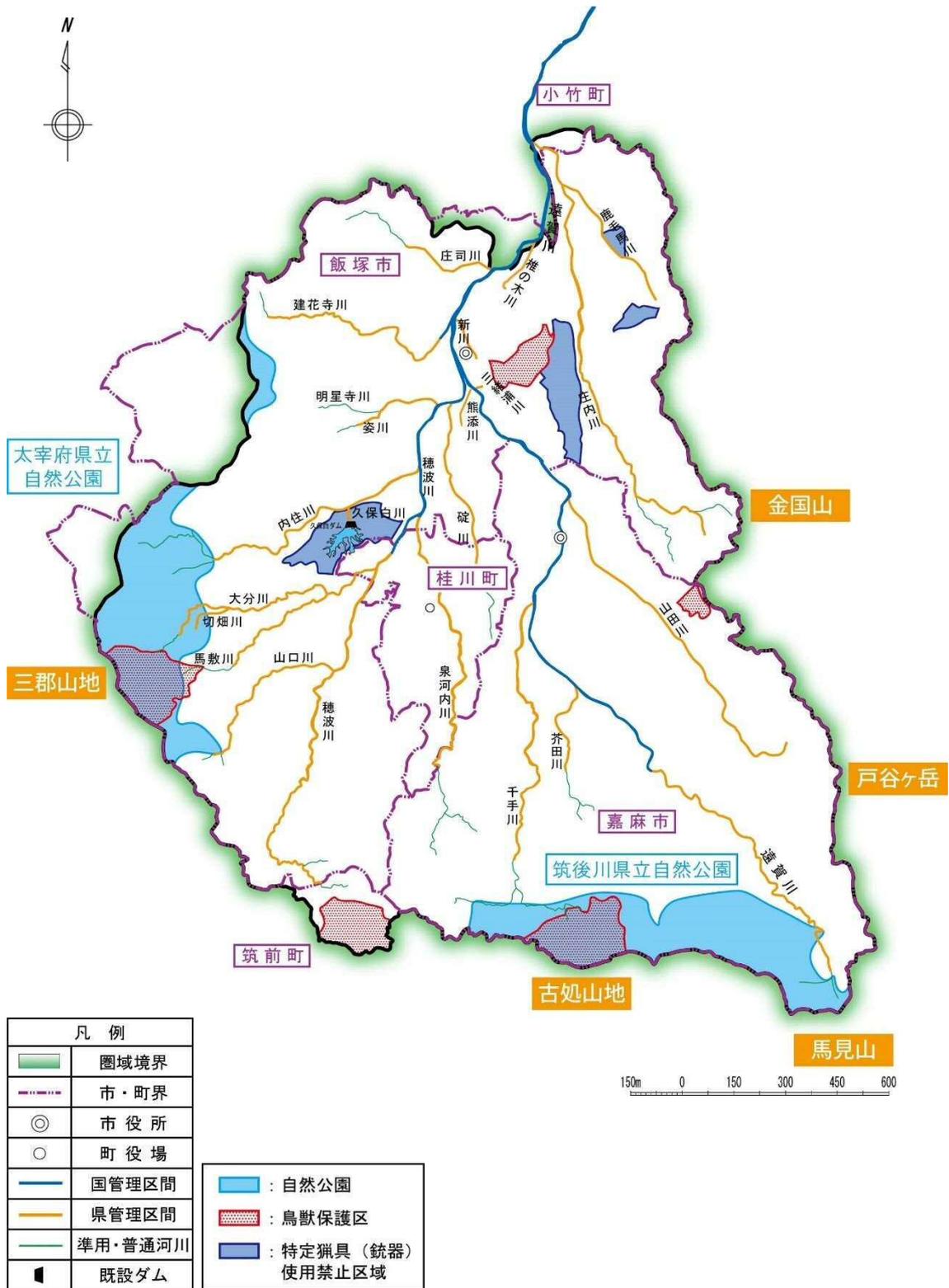


図 1-8 遠賀川上流圏域 自然公園、鳥獣保護区位置図

8. 人口・産業経済・交通

(1)人口

上流圏域を構成する市町の人口は約 21 万人(令和 2 年:国勢調査結果)です。昭和 30 年以降、昭和 50 年までは減少傾向が見られましたが、以降は横ばいが続き、近年再び減少傾向になりつつあります。

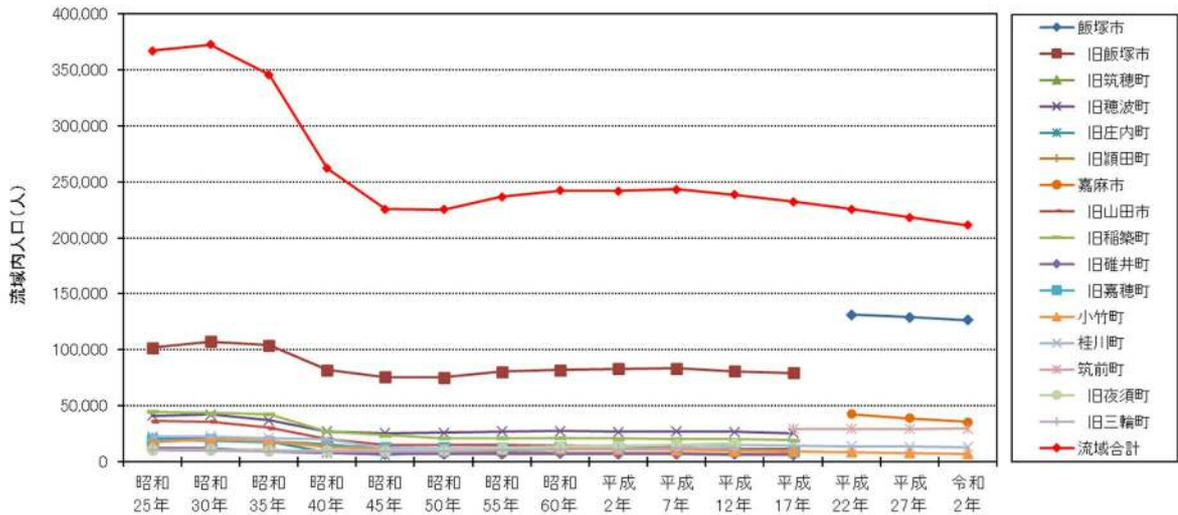


図 1-9 上流圏域を構成する市町人口の推移

注) 昭和 38 年 4 月、二瀬町、幸袋町・鎮西村が飯塚市と合併し、飯塚市へ
 平成 17 年 3 月、夜須町、三輪町が合併し、筑前町へ
 平成 18 年 3 月、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町が飯塚市と合併し、飯塚市へ
 平成 18 年 3 月、山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町が合併し、嘉麻市へ

(2)産業経済

この地域は早くから水田地帯として開け、また、かつての石炭を主力エネルギーとした産業構造の時代には、大規模な炭鉱が多数操業され、産業発展の原動力となった歴史があります。

昭和 30 年代に入り、国のエネルギー政策の転換によって石炭産業は斜陽化し、これに伴う人口の流出等により、上流圏域の社会経済は一時低迷しました。しかし、近年では各所で大規模な工業団地の整備が行われ、飯塚市では教育関連施設等の誘致が行われています。

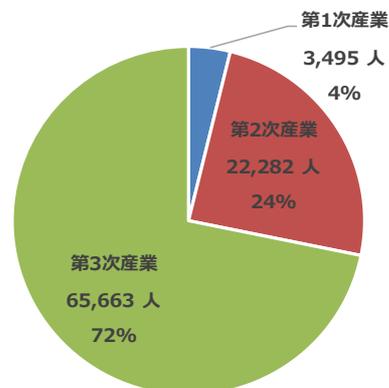


図 1-10 上流圏域を構成する市町(飯塚市、嘉麻市、小竹町、桂川町、筑前町)の産業別就業人口割合(平成 27 年国勢調査産業等基本集計, 総務省統計局)

(3) 交通

交通は、古くは遠賀川が石炭運送のルートとして利用されていましたが、鉄道が発達し、道路が整備されてからは、陸運時代となりました。

上流圏域では交通網の密度は高く、JR 筑豊本線、篠栗線、後藤寺線、一般国道 200 号、201 号、211 号、322 号等が縦横断しています。国道 201 号八木山バイパスが部分供用されていることに加え、近年、国道 200 号直方バイパス及び国道 201 号飯塚庄内田川バイパスが完成、JR 筑豊本線、篠栗線が電化されるなど、福岡都市圏及び北九州都市圏への時間距離が大幅に短縮されました。

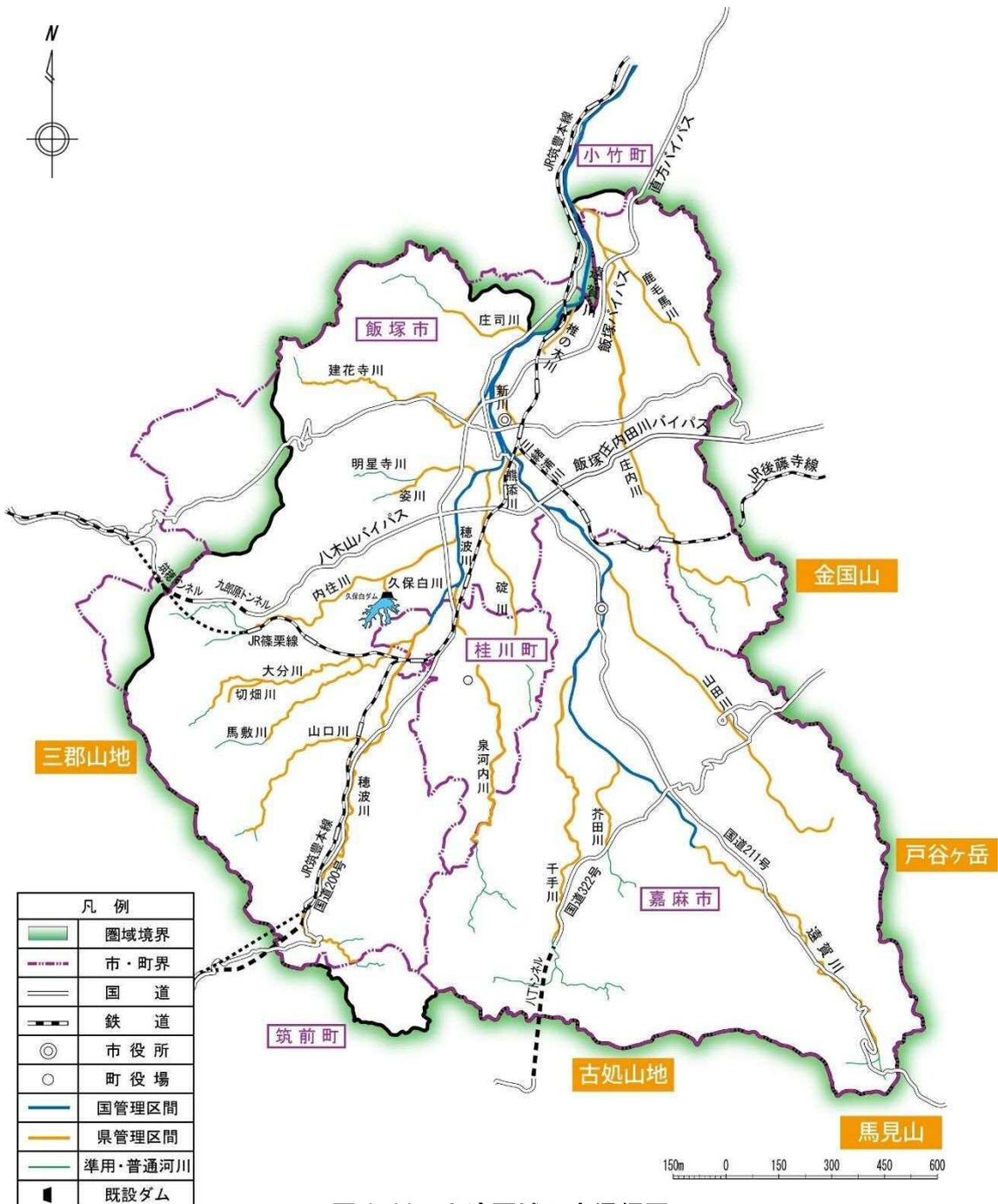


図 1-11 上流圏域の交通網図

1-2 治水と利水の歴史

1. 治水の歴史

遠賀川で明治以前に史実に残る一番古い洪水は、元和 6 年(1620 年)「遠賀川洪水(水巻町誌)」とあります。さらに、元和 6 年(1620 年)から明治 22 年(1889 年)に至る 270 年間に 68 回の記録があります。

遠賀川の治水事業は、慶長 5 年(1600 年)黒田長政の筑前入国に始まり、浚渫、築堤等が行われました。明治に入ってから、繰り返される洪水による被害に対し、明治 38 年 7 月の大洪水を契機とし、国の直轄事業として第 1 期改修工事が着手され、第 1 期改修工事竣工後は、一時期福岡県で管理していましたが、昭和 10 年 6 月、昭和 16 年 6 月の洪水の発生などにより、昭和 20 年に再び国の直轄事業として河川改修事業が進められてきました。

上流圏域の県管理河川では、昭和 28 年 6 月、昭和 47 年 7 月、昭和 54 年 6 月、昭和 55 年 8 月、平成 11 年 6 月、平成 13 年 6 月、平成 15 年 7 月洪水等に大きな浸水被害を受け、浸水被害対策として新川、椎の木川、碓川、明星寺川等で局所的な河川改修を実施し、平成 22 年には姿川調節池が完成しました。また、国土交通省(建設省)により内水被害軽減を目的とした、殿浦、学頭、鯉田、菰田、庄司川、明星寺川排水ポンプ場が建設されました。

しかしながら、平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月、平成 30 年 7 月の洪水により、県管理河川では再び浸水被害が発生しました。

2. 利水の歴史

遠賀川は、水利用の面では、地域住民の貴重な水源として極めて重要な役割を担っています。

明治中期以前の遠賀川は沿川耕地へのかんがい用水の供給、舟による米や物資の輸送が盛んに行われていました。

明治中期以降～昭和初期にはかんがい用水・水道用水の供給が行われており、舟による輸送は鉄道輸送へ移行しました。

また、昭和 45 年には、流域内及び周辺での水需要の増加に対応するため、久保白ダムが完成しました。久保白ダムより、農業用水並びに水道用水、工業用水を供給し、流水の正常な機能の維持と増進を図っています。

現在も、遠賀川はかんがい用水・水道用水・工業用水の水源として広く利用されています。このため取水堰が各所に設置されています。

しかしながら、これらの堰の多くは河道断面を阻害する固定堰であり、洪水時の浸水被害の要因にもなっています。

そのため、洪水時に流下断面が確保できる可動堰への改築が進められており、国管理区間では一本木堰、白門堰、光代堰、中川原堰等、県管理区間では五反坪井堰、仏蔵井堰、春ヶ井手井堰等が改築されています。



白門堰現況写真



光代堰現況写真



中川原堰現況写真

表 1-6 上流圏域内のダムにおける取水量及び配分容量一覧

ダム名 (河川名)	目的	水利権者	取水量 (m ³ /日)	配分容量 (千m ³)	備考
くほしろ 久保白ダム (久保白川)	水道用水	飯塚市	13,000	1,235	
	工業用水	飯塚市	5,000	475	
	農業用水	飯塚市・ 桂川町	*	2,440	*最大取水量 1.508(m ³ /s)



図 1-12 久保白ダム位置図

第2章 河川の現状と課題

2-1 治水の現状と課題

上流圏域は、平成15年7月洪水(飯塚の水害)で甚大な浸水被害を受け、遠賀川と穂波川の直轄区間では、直轄床上浸水対策特別緊急事業により、大規模な河道掘削等の改修が行われました。また、県管理河川では、姿川の改修と姿川調節池の新設、碓川の改修、三緒浦川学頭排水機場のポンプの増設と調節池の新設、熊添川菰田排水機場のポンプの増設を行いました。

しかしながら、平成21年7月、平成22年7月および平成30年7月の洪水により、県管理河川では、再び浸水被害が発生しました。そこで、治水安全度の更なる向上を図るために治水対策を進める必要があります。

さらに、河道内の土砂堆積や植物の繁茂等により、河道の流下能力が不足する箇所や護岸が老朽化している箇所も見られ、それらの対策が必要です。

	平成15年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成30年7月
24時間雨量(mm)	315.0	337.0	275.5	358.0

※飯塚雨量観測所(気象庁)データより



潤野調節池(姿川)



学頭排水機場(三緒浦川)



菰田排水機場(熊添川)



飯塚市街部



バスセンター前

平成15年7月19日 飯塚の水害による浸水状況



平成 21 年 7 月 24 日水害による
熊添川の浸水状況



大日寺川合流点越水写真
平成 21 年 7 月 24 日水害による
建花寺川の越水状況



庄司川浸水被害写真
平成 22 年 7 月 14 日水害による
庄司川の浸水状況



平成 30 年 7 月水害による
庄司川の浸水状況



平成 30 年 7 月水害による庄内川の浸水状況



表 2-1 遠賀川上流圏域の水害被害状況一覧(平成7年～平成30年)

洪水年月日	洪水要因	河川名	水害要因	浸水面積 (ha)	浸水家屋(戸)		備考
					床上	床下	
平成7年7月1日～4日	豪雨	山田川	有堤部溢水	0.15	0	7	
		碓川	無堤部浸水	0.73	3	32	
平成11年6月28日～29日	梅雨前線 豪雨	穂波川	有堤部溢水	2.98	0	0	
		明星寺川計	—	211.02	22	111	
		(徳前川)	内水	0.01	0	1	
		(北明星寺川)	有堤部溢水	4.71	9	89	
		(明星寺川)	内水	206.30	13	21	
		碓川	有堤部溢水	0.37	0	0	
		建花寺川	内水	179.99	2	38	
		新川	内水	0.03	0	3	
		庄司川	内水	618.39	2	44	半壊1
平成13年6月19日～20日	梅雨前線 豪雨	椎の木川	内水	0.07	0	8	
		三緒浦川	内水	0.14	0	4	
		明星寺川計	—	1.07	16	66	
		(北明星寺川)	内水	0.77	13	47	
		(明星寺川)	内水	0.30	3	19	
		碓川	内水	0.13	1	9	
平成15年7月18日～19日	梅雨前線 豪雨	庄司川	内水	5.30	0	6	
		庄内川	内水	0.01	0	8	
		熊添川	無堤部浸水	11.57	118	122	半壊1
		大分川	土石流	4.37	1	3	
		馬敷川	土石流	9.64	2	9	
		内住川	土石流	8.75	2	3	
		明星寺川計	—	391.88	1261	594	
		(指定)	無堤部浸水	12.66	581	101	
		(準用)	無堤部浸水	379.22	680	493	半壊4、全壊流出4
		碓川	—	67.00	42	54	町聞き取り
平成21年7月24日～26日	梅雨前線 豪雨	建花寺川	無堤部浸水、内水	59.69	268	139	
		新川	無堤部浸水	44.06	139	114	半壊1、全壊流出1
		庄司川	無堤部浸水	58.80	48	116	
		椎の木川	無堤部浸水	21.09	60	59	
		庄内川	有堤部溢水	2.00	7	18	
		熊添川	溢水	17.60	40	48	飯塚市洪水調査
		明星寺川	溢水	8.73	6	51	県洪水調査
		建花寺川	有堤部溢水	61.60	163	128	飯塚市洪水調査
		庄司川	有堤部溢水+内水	80.61	10	61	県洪水調査
平成22年7月12日～14日	梅雨前線 豪雨	庄内川	有堤部溢水+内水	67.93	17	38	県洪水調査
		鹿毛馬川	有堤部溢水	34.61	11	12	県洪水調査
		庄司川	有堤部溢水+内水	59.81	5	20	県洪水調査
平成24年7月10日～23日	梅雨前線 豪雨	庄内川	有堤部溢水+内水	84.77	3	13	県洪水調査
		鹿毛馬川	溢水	30.24	0	0	県洪水調査
		穂波川	内水	0.09	0	9	
		泉河内川	内水	0.13	1	12	
平成25年8月29日～9月5日	豪雨	碓川	内水	0.07	2	6	
		庄内川	内水	0.01	1	0	
		新川	内水	0.01	0	1	
平成29年7月5日～7日	梅雨前線豪雨	庄司川	内水	0.05	0	5	
		庄内川	内水	0.02	0	2	
		遠賀川	有堤部越水	0.06	1	2	
平成30年7月4日～8日	梅雨前線 豪雨	庄司川	有堤部溢水+内水	111.00	152	265	県洪水調査
		建花寺川	有堤部溢水+内水	36.70	86	13	県洪水調査
		庄内川	有堤部溢水+内水	201.49	138	33	県洪水調査

出典) 水害統計より

H21、H22、H30は県などの浸水被災調査資料より(H30の庄内川は、鹿毛馬川も含む)

※平成元年～6年までは水害被害はなかった。

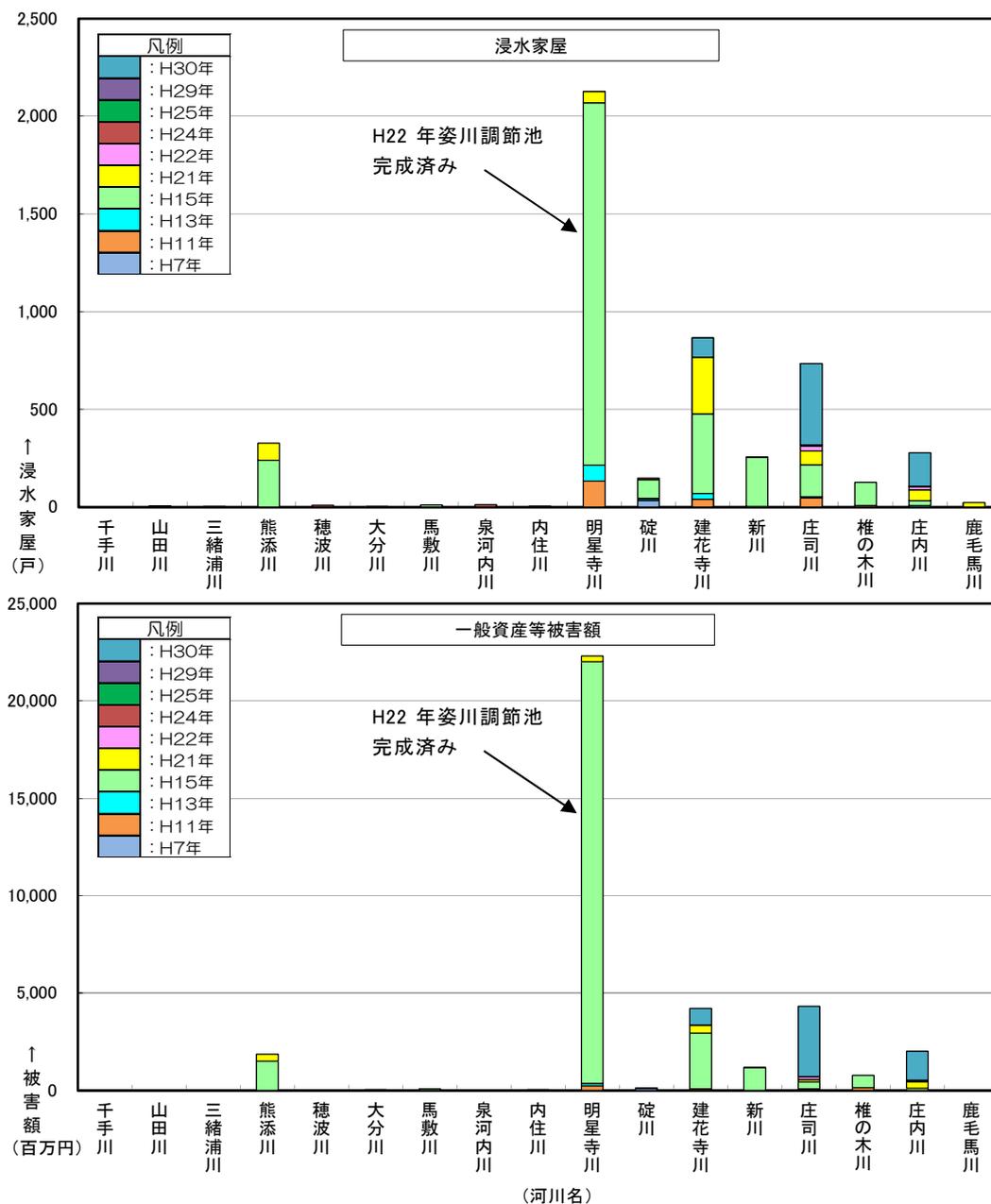


図 2-1 上流圏域内河川の被害状況

2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

1. 水利用

遠賀川水系の水源は古くから利用されており、現在もかんがい用水や生活用水として重要な水資源となっています。上流圏域では、かんがい用水、水道用水、工業用水に広く利用されています。近年経験した北部九州の平成6年渇水の時(福岡市で給水制限 295 日間)には、旧飯塚市で9月5日～18日(22時～8時)間の断水となりましたが、圏域内の他の旧市町では給水制限は行われておりません。

今後も、河川環境の保全に必要な流量を確保し、既得用水等の水利用の安定化を図っていくためには、限られた水資源の有効利用に努め、適正な水利用を図っていくことが望まれます。

2. 河川空間利用

河川空間利用としては、遠賀川と穂波川の合流点付近等に河川敷を利用した公園、サイクリングロードや河川敷スケートボード広場が整備され、散策等に利用されています。また、県管理区間の上流では、釣り・水遊びなど河川内の利用が多く見られます。

また、国や市町による水生生物調査などの自然にふれあう催し物・教室等が開催されています。今後も、人々が、安全に、自然にふれあい、学ぶ機会の充実・拡大に努める必要があります。



遠賀川と穂波川の合流点付近(芳雄橋)



サイクリングロード(鯉田大橋上流)



飯塚市河川敷スケートボード広場



泉河内川水辺の楽校

3. 河川環境

(1) 圏域の特徴

上流圏域は、三郡山地や古処山地などに囲まれ、遠賀川上流域から中流域に属し、河川周辺は山間部から飯塚市の市街地と田園地帯を貫流しています。

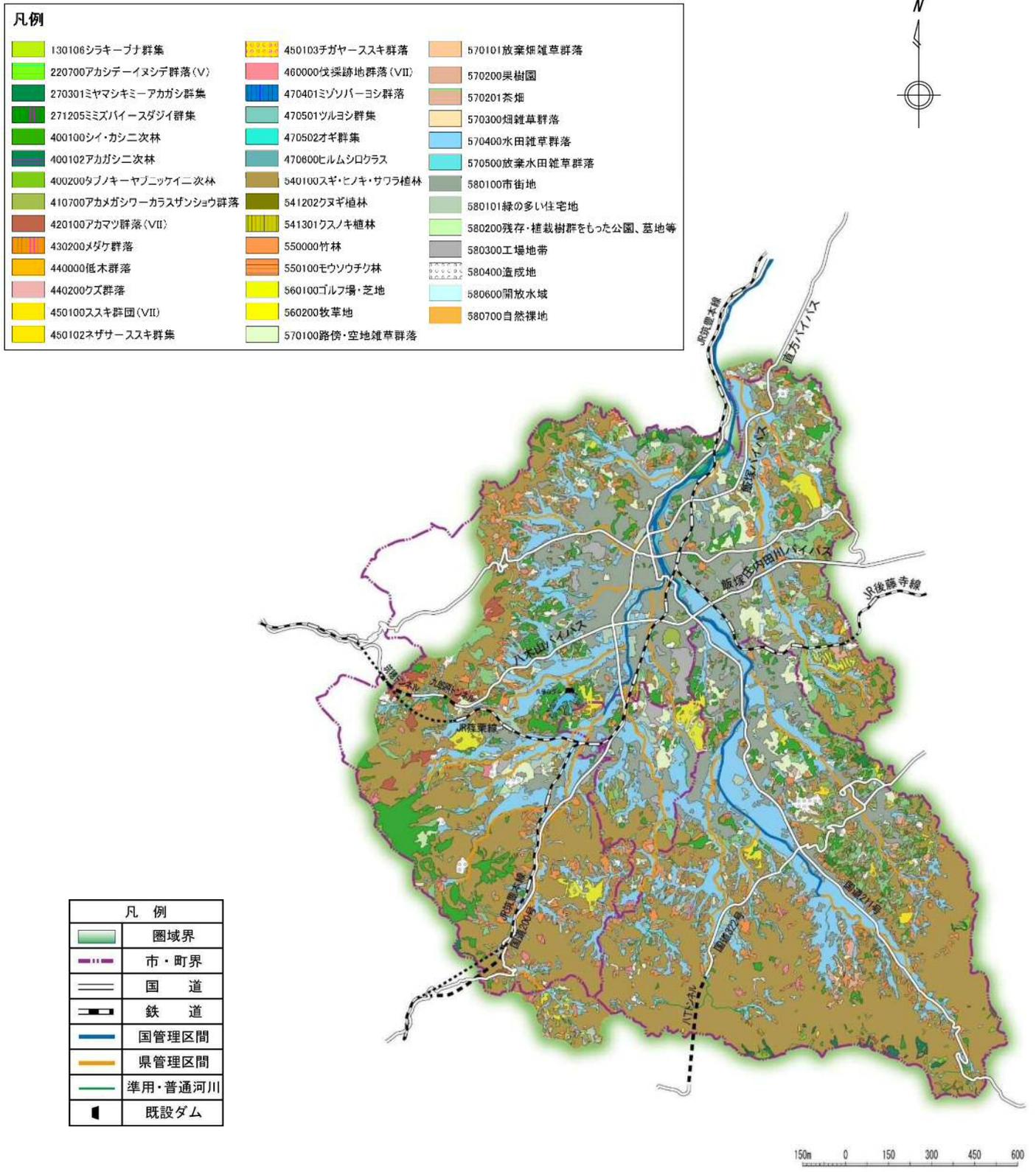
河川形態は、勾配も急で山地河川の趣を呈し、河道内は瀬・淵、砂礫及び植生による多様な環境を形成する一方で、中流部では、河川整備が進んだ箇所では、コンクリートに覆われた河岸が多く見受けられます。

河川沿いの平野部には田園地帯が広がり、丘陵地・山地には、スギ・ヒノキ・サワラ植林が主に分布しています。

河川環境としては、千手川、庄内川、碓川のように、比較的川幅が広くて延長が長い河川では、河道内にツルヨシ群落、護岸法面にオギ群落などの河川特有の比較的まとまった群落が形成され、水辺に見られる生物の生息場所や繁殖場所として重要な役割を果たしているものと考えられます。熊添川、明星寺川のように主に市街地を流れる小規模な河川では、高水敷がなく兩岸ともコンクリート護岸で整備されている場所が多く、河道内も植生に乏しく、まとまった群落が見られません。

上流圏域内に生息する主な生物としては、ギンブナ、オイカワ、ドンコ、カワニナ、マンジミ等の魚介類をはじめ、カイツブリ、コサギ、カワセミ等の水辺を利用する鳥類、アマガエル、ヌマガエル等の両生類、河川敷の草地に営巣するカヤネズミ等の哺乳類、トンボ、バッタ、チョウ類等の昆虫類が挙げられます。これまでの自然環境調査で確認された希少な生物は、表 2-2 に示すとおり様々な種が確認されています。

河川には多くの堰が点在しており、河川生物(魚類)の縦断移動の妨げになる堰も見られます。そこで、遠賀川では平成 6 年 6 月に「魚がのぼりやすい川づくりモデル事業」の三次指定河川となり、これまで堰の魚道設置・改善等の事業が鋭意実施されています。



出典:環境省 自然環境局 自然環境保全基礎調査
植生調査 (1/25,000) 平成 11 年～平成 25 年整備

図 2-2 上流圏域内の現存植生図

(2) 整備河川(熊添川、建花寺川、庄司川、庄内川)の自然環境

①熊添川

熊添川は、飯塚市の市街地を貫流しており、両岸には住宅地、商業地、耕作地等が広がっています。

区間全域がコンクリート三面張となっている中で、オオブタクサ・ヤナギタデ群落や、セイタカアワダチソウ群落などの小規模な草本群落がみられます。魚類では、流れが緩やかな場所では、オイカワの稚魚やミナミメダカ、また、ナマズなどが生息しています。鳥類では、ハクセキレイの飛来が確認されています。

②建花寺川

建花寺川は、八木山山中に端を発し、中流部の耕作地を貫流し、商業施設、住宅地等が隣接する飯塚市街地へと流れ込みます。水域は、堰による湛水区間と瀬・淵が連続する区間が見られます。護岸による改修が行われている区間では、法面にセイタカアワダチソウやセイバンモロコシが生育しており、河道内では、ツルヨシ群落が繁茂しています。魚介類では、瀬・淵にオイカワやカワムツ、トウヨシノボリ、カマツカ、マシジミ等が生息しています。鳥類では、カワセミ、イソシギ、ササゴイ等の飛来が確認されています。

③庄司川

庄司川は、飯塚市の北西部を流れ、両岸は耕作地が広がっています。

区間全域がコンクリート三面張となっている中で、一部土砂が堆積した河岸に、ヨシ群落などの植生が一部繁茂しています。魚介類では、緩流域を好むオイカワ、カワムツ、カマツカ、ミナミメダカ、タナゴ類のカネヒラやマルタニシ、マシジミ等が生息しています。鳥類では、森林や耕作地などで、植物の種子を採餌するカワラヒワやタヒバリ、ハクセキレイ等のセキレイ科の飛来や川で魚を採餌するアオサギが確認されています。

④庄内川

庄内川は、金国山に端を発し、上流部は丘陵地、中下流部は住宅地や耕作地が広がっています。水域は、堰による湛水区間と瀬・淵が連続する区間が見られます。魚介類では、瀬・淵にオイカワやカワムツ、トウヨシノボリ、カマツカ等が生息しています。河道内では、オギ群集やコナラ群集等がみられます。

(3) 外来生物等

上流圏域では、生物多様性の脅威となる外来種^{*1}、特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」^{*2}2005年施行）」に指定された特定外来生物^{*3}として、魚類ではブルーギル、オオクチバスの2種、植物ではオオキンケイギクの1種、鳥類ではガビチョウ、ソウシチョウの2種、爬虫類ではミシシッピアカミミガメの1種、両生類ではウシガエル¹の1種、甲殻類ではアメリカザリガニの1種が確認されています。また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）2015年3月 環境省・農林水産省作成」に掲載されているスクミリンゴガイや植物のオオブタクサやセイタカアワダチソウなど、生態系や人の生活に被害を及ぼすおそれのある外来種も確認されています。さらに、元来、琵琶湖・淀川水系分布のゲンゴロウブナやワタカ等の国内外来種^{*4}や、オランダガラシ、オオカナダモ等の影響・被害が大きく対策が必要な外来種（侵略的外来種^{*5}）が確認されています。

【用語説明】

【外来種】^{*1}

もともとその地域におらず、人間活動により自然分布域を越えて入ってきた生物のことを指します。

【外来生物法】^{*2}

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律です。

【特定外来生物】^{*3}

特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物を、外来生物法により特定外来生物として指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

【国内外来種】^{*4}

国内外来種とは、「国内由来の外来種」と呼ばれ、日本国内に自然分布域をもっているが、その自然分布域を越えて、他の地域に持ち込まれた種をいいます。

【侵略的外来種】^{*5}

外来種のうち、生態系、人の生命または身体、農林水産業などへの被害を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるものをいいます。福岡県では、外来種問題への関心や理解を高め、防除意識の向上を図ることを目的に、対策の優先度を示した「福岡県侵略的外来種リスト 2018」を2018年4月に公表しています。

(4) 河川環境の課題

このように、上流圏域の河川は、多様な自然環境を有している区間と、治水安全度向上のためにコンクリート護岸によって整備が行われ、生物の生息・生育環境としては配慮が必要な区間が存在しています。

今後、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上・維持が前提の中で、自然環境と河川景観の保全を図る多自然川づくりを実施することにより、河川環境の保全・創出と、人々が親しめる川づくりに努める必要があります。

また、多くの横断工作物や水路等の流れ込み部分では、縦断的及び横断的な連続性が確保されていない箇所があることから、魚類等の移動の妨げとなっている段差の解消等、連続性に配慮した川づくりに努める必要があります。

また、外来生物の生息・生育が確認されており、今後も増加および侵入可能性の高い外来種に対しても、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視及び関係機関と連携した防除対策等が必要です。

表 2-3 上流圏域内で確認された外来生物と国内外来種

分類	No.	目名	科名	種名	外来生物法	環境省・農水省生態系被害防止外来種リスト	福岡県侵略的外来種リスト2018	河川名										備考			
								庄内川	鹿毛馬川	庄司川	建花寺川	熊添川	碓川	姿川	明星寺川	内住川	大分川		山口川	穂波川	
植物	1	ユキノシタ	ベンケイソウ	ツルマンネングサ	-	-	要注意														
	2	アブラナ	アブラナ	オランダガラシ	-	重点対策	要対策														
	3	カタバミ	カタバミ	ムラサキカタバミ	-	-	要注意														
	4	フトモモ	アカバナ	メマツヨイグサ	-	-	要対策														
	5			コマツヨイグサ	-	重点対策	要対策														
	6	キク	キク	ブタクサ	-	-	要注意														
	7			オオブタクサ	-	重点対策	要対策														
	8			オオアレチノギク	-	-	要対策														
	9			オオキンケイギク	特定	緊急対策	重点対策														
	10			セイタカアワダテソウ	-	重点対策	要対策														
	11			ヒメジョオン	-	その他の総合対策	要対策														
	12			アメリカセンダングサ	-	その他の総合対策	要対策														
	13	イネ	イネ	キシユウスズメヒエ	-	その他の総合対策	要対策														
	14			シナダレスズメガヤ	-	重点対策	要対策														
	15			タチスズメヒエ	-	その他の総合対策	要対策														
	16			オオクサキビ	-	その他の総合対策	要対策														
	17			セイバンモロコシ	-	その他の総合対策	要対策														
	18	オモダカ	トチカガミ	オオカナダモ	-	重点対策	要対策														
	19	タデ	タデ	ヒメツルソバ	-	その他の総合対策	要注意														
	20	ナス	ヒルガオ	マメアサガオ	-	-	要対策														
	21	シン	クマツヅラ	アレチハナガサ	-	その他の総合対策	要対策														
	22		クツネノマゴ	ヤナギバルイラソウ	-	その他の総合対策	要注意														
10目11科22種					1	16	22	0	1	7	3	9	1	2	2	9	6	0	0		
鳥類	1	スズメ	チメドリ	ガビチョウ	特定	重点対策	要対策														
	2			ソウシチョウ	特定	重点対策	要対策														
1目1科2種					2	2	2	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0		
爬虫類	1	カメ	ヌマガメ	ミシシippアカミガメ	特定	緊急対策	重点対策														
1目1科1種					1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
両生類	1	カエル	アカガエル	ウシガエル	特定	重点対策	重点対策														
1目1科1種					1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
魚類	1	スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	特定	緊急対策	重点対策														
	2			オオクチバス	特定	緊急対策	重点対策														
	3		タイワンドジョウ	カムルチー	-	-	要注意														
	4	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	-	-	要対策														
2目3科4種					2	2	4	3	3	2	2	0	4	0	1	0	0	0	2		
貝類	1	原始紐舌	リンゴガイ	スクミリンゴガイ	-	重点対策	要対策														
	2	汎有肺	サカマキガイ	サカマキガイ	-	-	要注意														
2目2科2種					0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0		
甲殻類	1	エビ	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	特定	緊急対策	重点対策														
1目1科1種					1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
昆虫類	1	ハチ	ミツバチ	セイヨウミツバチ	-	-	要対策														
1目1科1種					0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 環境省レッドリスト2020版では絶滅危惧種だが、福岡県内のはすべて国内由来の外来種(国内外来種)として扱う。

【備考】 環境省・農林水産省：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)
福岡県：福岡県侵略的外来種リスト2018

外来生物法	特定外来生物	: 海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されるもの
国カテゴリー	緊急対策外来種 重点対策外来種 その他総合対策外来種	: 対策の緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある種 : 甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い種
県カテゴリー	重点対策外来種 要対策外来種 要注意外来種	: 被害・影響が大きく、対策の実行可能性・実効性が見込めるため、積極的な防除が必要な種 : 被害・影響は大きい、対策の実行可能性・実効性が相対的に低い、防除方法の検討、侵入防止等の普及啓発が必要な種 : 被害・影響は限定的だと考えられるため、侵入防止等の普及啓発を中心とした対策が必要な種

出典：○平成16年、平成20年鹿毛馬川魚類調査報告(飯塚土木事務所)
○平成22年遠賀川上流圏域河川整備計画策定業務(庄司川 環境調査)
○建花寺川環境情報図
○明星寺川・姿川環境情報図(平成18年6月飯塚土木事務所)
○碓川環境情報図(平成18年3月飯塚土木事務所)
○平成16年度大分川・内住川環境調査委託
○生態系調査業務委託(平成18年3月飯塚土木事務所 山口川環境調査結果)
○平成12年飯塚市自然環境調査
○遠賀川水系庄内川魚類等調査結果(福岡県環境部)
○平成24年河川改修事業穂波川魚類調査業務委託

上流圏域で確認された希少な動植物

		
<p>カワヂシャ</p>	<p>ササゴイ ※福岡県レッドデータブック</p>	<p>アマサギ</p>
		
<p>ハイタカ</p>	<p>ヤマセミ ※川の生物図典</p>	<p>カヤネズミ ※川の生物図典</p>
		
<p>カゼトゲタナゴ</p>	<p>オンガスジシマドジョウ</p>	<p>イシドジョウ</p>
		
<p>ミナミメダカ</p>	<p>カジカ大卵型</p>	<p>オヤニラミ</p>
		
<p>マルタニシ</p>	<p>モノアラガイ</p>	<p>ツماغロキチョウ ※川の生物図典</p>

上流圏域で確認された外来生物

		
<p>オオキンケイギク</p>	<p>セイタカアワダチソウ</p>	<p>コウガイセキシウモ※</p>
		
<p>ウチワゼニクサ※</p>	<p>ガビチョウ ※河川の外来種図鑑</p>	<p>ソウシチョウ ※河川の外来種図鑑</p>
		
<p>ウシガエル ※川の生物図典</p>	<p>ブルーギル</p>	<p>オオクチバス</p>
		
<p>ゲンゴロウブナ</p>	<p>スクミリンゴガイ</p>	<p>アメリカザリガニ</p>

※コウガイセキシウモおよびウチワゼニクサは、上流圏域では確認されていないが、下流圏域で確認されており、将来進入可能性の高い侵略的外来種である。

4. 河川の水質

上流圏域の環境基準の類型は、遠賀川と穂波川の上流区間が A 類型 (BOD75%値 2mg/L 以下)、その他の区間が B 類型 (BOD75%値 3mg/L 以下) に指定されています。

上流圏域内の水質は、直近約 10 年間の BOD の測定結果をみると、遠賀川の川島、鶴三緒、穂波川下流の東町橋地点は、環境基準を概ね満足していますが、遠賀川上流 (新宮ノ前橋^{しんみやのまえばし})、山田川 (大倉橋^{おおくらばし})、穂波川上流 (天道橋^{てんとうばし}) で環境基準を上回っている年が見られます。今後も、地域住民及び関係機関と連携して、水質の改善に努めるとともに、環境基準を満足している地域でも、水質を維持していく努力を継続する必要があります。

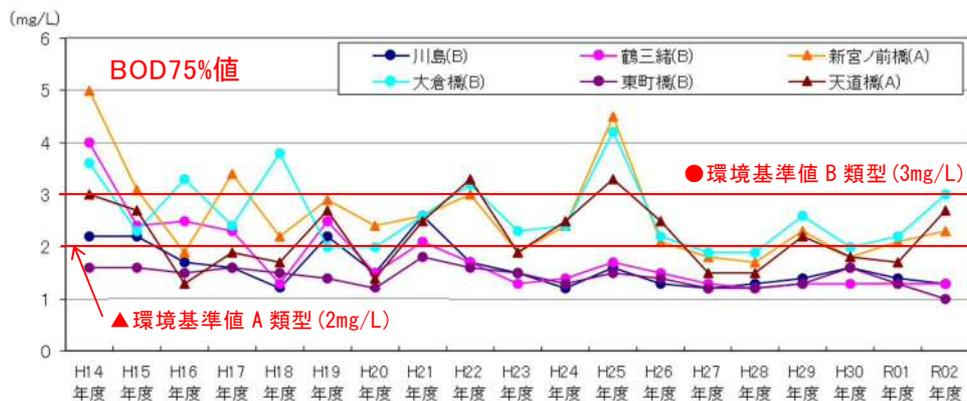
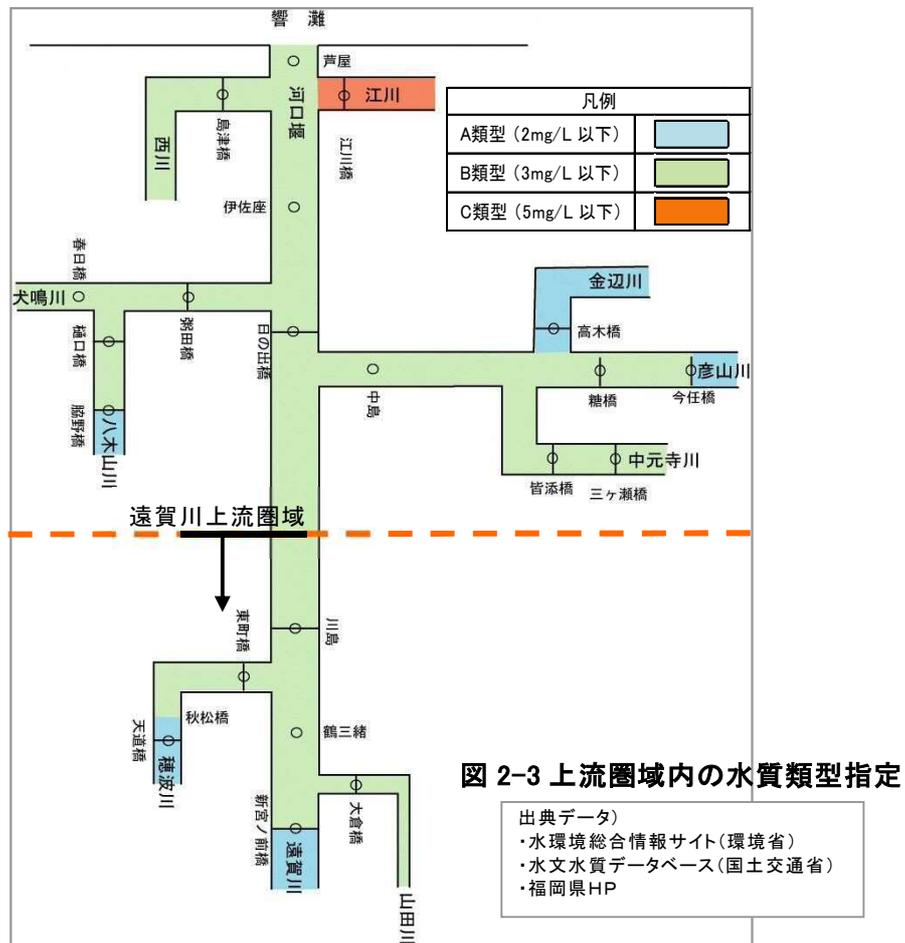


図 2-4 上流圏域内の BOD 測定結果

遠賀川水系は、平成14年7月に水質及び水量の改善を目標とした清流ルネッサンスⅡの第二次計画対象河川に選定され、流域住民、学識者、行政からなる地域協議会が平成16年3月に「遠賀川水系環境改善緊急行動計画(遠賀川水系清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、水質の改善に取り組んでいます。

また、近年では、流域内のNPO等の環境保全活動が盛んに行われ、行政と協働しての水質改善へ向けた活動も増加しています。

協働した行動の具体例①

「I LOVE 遠賀川による流域全体での水環境保全の取組」 (飯塚市ほか流域自治体)

遠賀川やその周辺における不法投棄などによる地下水汚染、生活及び工場排水による水質汚濁、河川へのごみのポイ捨てなどをなんとかしようと、飯塚市で端を発した清掃活動が、遠賀川流域全体に広がり、現在では、嘉麻市、田川市、中間市、芦屋町など遠賀川流域の各地域で、清掃活動が行われています。



平成30年10月14日 I LOVE 遠賀川&遠賀川フェスタ in 飯塚

〈主な活動内容〉

毎年2,000人以上の住民が参加するクリーンキャンペーンにおいて、各市町村内や源流で清掃活動を行っています。また、空き缶やごみ拾いばかりでなく、流域市町村それぞれで、バードウォッチング、青空市場、チャリティーフリーマーケット、水生生物の観察など楽しいイベントも併せて実施し、環境保全への意識高揚を図っています。



平成30年10月14日 I LOVE in 嘉穂

協働した行動の具体例②

「第7回 遠賀川流域リーダーサミット in 宮若 開催！」

「I LOVE 遠賀川流域リーダーサミット」は、生命の川である遠賀川の水環境の改善をめざして2008年から2年おきに開催されています。

2012年1月に飯塚市で開催された第3回サミットでは、流域22市町村長と福岡県知事、遠賀川河川事務所長のもとで、「遠賀川流域宣言」が発表されました。この宣言を踏まえて、様々な活動が行われており、遠賀川の水環境が一步步改善されています。

その後第4回、第6回と開催され(第5回は大雪のため中止)、第7回サミット(令和2年1月26日)では、遠賀川流域におけるこれまでの取り組みなどを振り返りながら、「防災・減災」や「まちづくり・観光振興」の視点にたった遠賀川流域の未来ビジョンを話し合いました。

遠賀川流域宣言 in 宮若

一、私たちは、水源の森林や多様な生物の生息・生育環境を守り育てる取組を引き続き推進します。

二、私たちは、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築に向けた取組を推進します。

三、私たちは、遠賀川流域の魅力を再認識し、活力あるまちづくりの取組を推進します。

令和二年二月二十六日
遠賀川流域二十市町村
遠賀川河川事務所
遠賀川河川協力団体連絡会



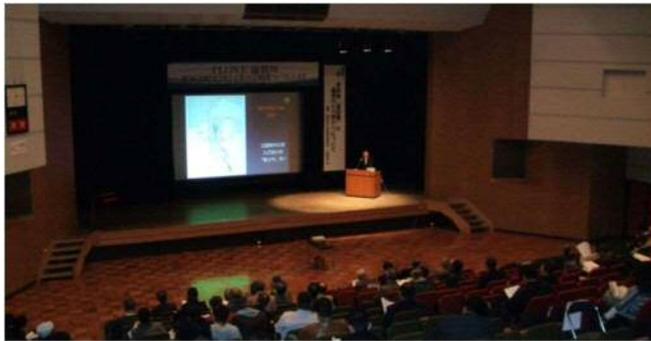
協働した行動の具体例③

「I LOVE 遠賀川 第19回 流域住民交流会 & 第1回 広域連携フォーラム in 水巻」の開催

～人の輪が織りなす遠賀川の魅力づくり～ （平成 25 年 11 月 24 日）

遠賀川流域20市町村と福岡県では、NPO 団体やボランティア団体など地域づくりの皆さんと協働して、様々な広域的な地域振興プロジェクトに取り組んでいます。その取組の一つとして、遠賀川をテーマにした「遠賀川水系広域連携事業」を進めています。

標記のフォーラムもその一つであり、本年度から「NPO 法人 遠賀川流域住民の会」と協働して開催し、遠賀川で活動している皆さんが日頃から行っている活動の報告やお互いの情報交換を通じ、交流や連携を深めるきっかけづくりの場となるよう実施しています。



協働した行動の具体例④

「ふくおか水もり自慢！」

「ふくおか水もり自慢！」は、福岡県内の水・森に係わる活動をしている団体が一堂に会し、活動発表や意見交換を通して、団体間の交流や行政と市民団体のパートナーシップを促進します。また、他の団体の活動状況や手法を学び、課題を共有しながら、今後の活動の糧(かて)としていくことを目的としています。

「ふくおか水もり自慢！」への参加をきっかけに、福岡県内にある豊かな自然と人間が共存していくために必要な考え方や取り組みを一緒に検討します。

基本的な考え方

- ◆福岡県を「福岡」・「北九州」・「筑後」・「筑豊」の 4 つのブロックに分けて持ち回りで開催しております。
- ◆各ブロックを持ち回りで開催しておりますが、県内の活動団体がお互いの活動について意見交換し、交流を深めることを目的としており、県内で活動する全ての団体などを参加対象としております。
- ◆上下流交流、都市と地方、異分野間の交流を促進します。
- ◆九州「川」のワークショップ、川の日ワークショップなどへの出場を促進します。
- ◆学生の育成の場として活用します。
- ◆学校教育との連携を促進します。

開催状況

平成 16 年度より、福岡市、北九州市、柳川市、飯塚市を開催地として、これまでに 19 回開催しており、数多くの団体の参加がありました。

遠賀川圏域では、「第 19 回ふくおか水もり自慢！ in 北九州」が北九州市八幡西区の黒崎ひびしんホールで開催されました。



出典：第 19 回ふくおか水もり自慢 in 北九州 HP より

【用語説明】

【BOD(生物化学的酸素要求量)】

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。

値が大きいほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水が汚れていることを表します。

遠賀川水系の環境基準値は A 類型で 2mg/L 以下、B 類型で 3mg/L 以下です。

【類型】

生活環境を保つため環境基準の分類を環境省が示したもので、河川では AA、A、B、C、D から E まで 6 区分に分類されています。遠賀川水系では、遠賀川・彦山川・穂波川・八木山川の上流が A 類型、金辺川の全域が A 類型、下流にある江川が C 類型、それ以外は B 類型に指定されています。類型の目安は次のとおりです。

<A 類型> 沈殿ろ過等の通常の浄水操作により上水道として利用する。ヤマメやイワナ等の水産生物が生育できる。

<B 類型> 前処理等を伴う高度な浄水操作により上水道として利用する。サケやアユ等の水産生物が成育できる。

<C 類型> 沈殿等による通常の浄水操作により工業用水として利用する。コイやフナ等の水産生物が生育できる。

【75%値】

BOD 及び COD の環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態(河川にあっては低水流量以上流量)にあるときの測定値によって判断します。しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなします。

5. 地域のニーズ

上流圏域の河川は、多くの自然環境を残すとともに、古くから地域の人々の生活に密着したものとなっています。しかしながら、水害の防止及び軽減を図り、洪水を安全かつ速やかに流下させるために、コンクリート等による画一的な河川整備が進められてきました。その結果、住民アンケートでも、「人工的に作られた川と感じる」と「人工的な所と自然に近いところがある」と答えた方の割合が全体の7割を超え、河川整備と保全のあり方に対して、全体の7割以上の方から「水害対策も大切であるが、自然環境の保全も同じように重視すべきである」との回答がありました。そのため、河川整備を進めるにあたっては、治水安全度の向上が前提ではありますが、河川環境の保全と、多くの人々が親しめる川づくりを両立する必要があります。

また、河川区域内におけるごみの不法投棄は、治水上の障害となるだけでなく河川環境の悪化をもたらしており、これを抑止するための取組みが必要であります。

水質については、BOD75%値が環境基準を超えている地点が見られることから、これらの地域については地域住民及び関係機関と連携した水質改善に努めるとともに、基準値に適合している地域でも、水質を維持していく努力を継続する必要があります。

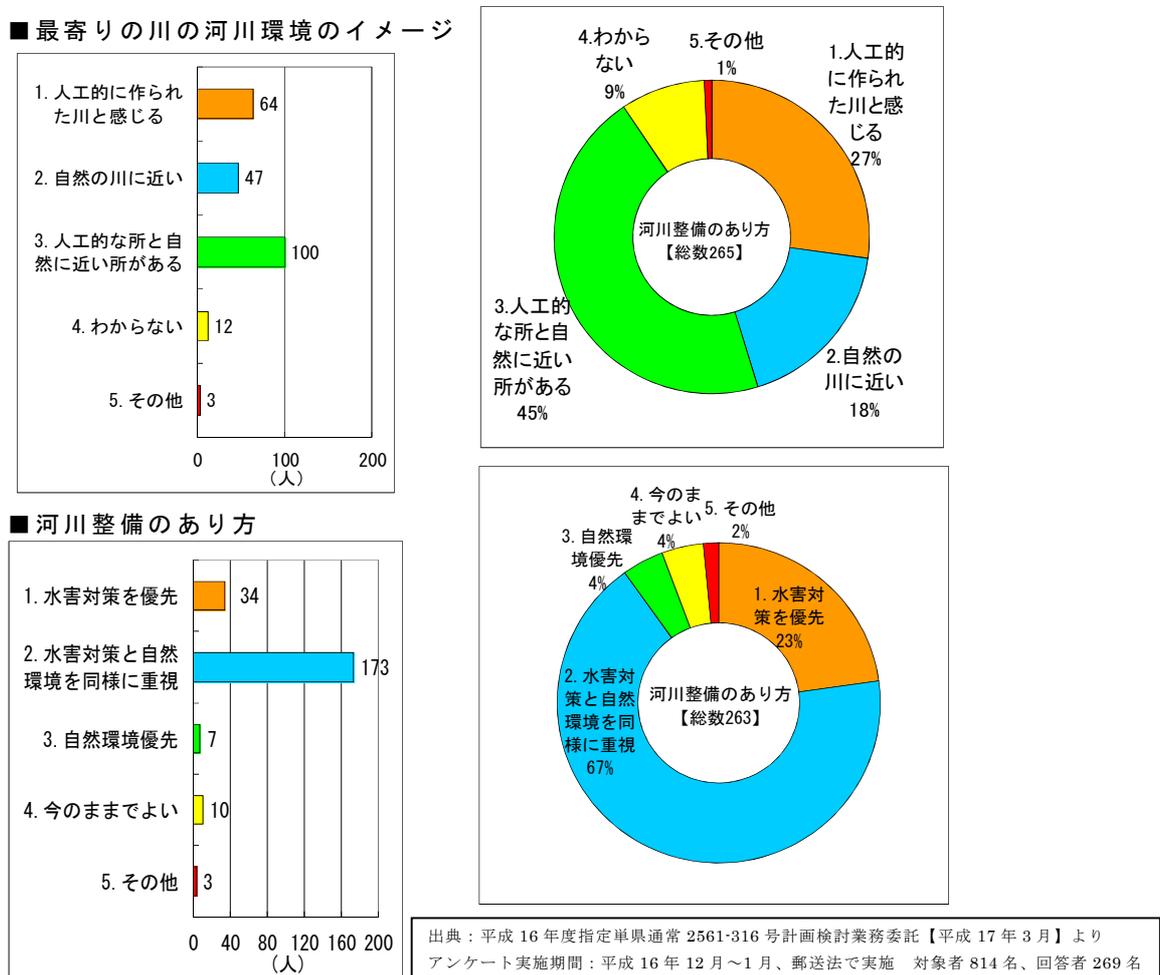


図2-5 住民アンケート結果

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画における基本理念

上流圏域における河川整備計画の基本理念は、以下の3つの柱のもと、洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うるおいと安らぎのある水辺環境を創造する「河川環境」のバランスをとって、上流圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。



3-2 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、上流圏域における指定区間とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	指定区間		指定区間 延長(km)
	始点(上流端)	終点(下流端)	
遠賀川	左岸:嘉麻市桑野字市野2212番地先 右岸:嘉麻市桑野3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5
芥田川	左岸:嘉麻市千手字小水1504番1地先 右岸:嘉麻市千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3
千手川	嘉麻市大力字野鳥799番1地先の大力橋	遠賀川合流点	10.4
山田川	左岸:嘉麻市熊ヶ畑字宮脇2152番地先 右岸:嘉麻市熊ヶ畑字清藤2049番地先	遠賀川合流点	11.9
三緒浦川	左岸:飯塚市柏の森字境出675番地先 右岸:飯塚市柏の森字学頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4
熊添川	飯塚市菰田西1丁目256番の6地先の南通橋	遠賀川合流点	1.2
穂波川	左岸:朝倉郡筑前町三箇山字オシキノ1238番地先 右岸:朝倉郡筑前町櫛木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2
山口川	左岸:飯塚市山口字地藏原1508番1地先 右岸:飯塚市山口字米ノ山1254番1地先	穂波川合流点	5.8
泉河内川	左岸:嘉麻市泉河内字猪鹿627番1地先 右岸:嘉麻市泉河内字猪鹿626番1地先	穂波川合流点	9.7
馬敷川	左岸:飯塚市馬敷字松葉848番地先 右岸:飯塚市馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6
大分川	左岸:飯塚市大分字小河内2671番1地先 右岸:飯塚市大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8
切畑川	左岸:飯塚市内住字砂原133番地先 右岸:飯塚市内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5
内住川	飯塚市内住字九郎原1544番1地先の九郎原橋	穂波川合流点	8.6
久保白川	左岸:飯塚市久保白字大谷296番地先 右岸:飯塚市久保白字城山287番16地先	内住川合流点	2.0
明星寺川	左岸:飯塚市潤野字寺田862番1地先 右岸:飯塚市潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9
姿川	左岸:飯塚市潤野字六田87番1地先 右岸:飯塚市小正字大坪676地先	明星寺川合流点	1.0
碓川	左岸:嘉穂郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸:嘉穂郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6
建花寺川	左岸:飯塚市建花寺字蓮台寺1341番1地先 右岸:飯塚市建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2
新川	飯塚市新立岩2048番の国道福本橋	遠賀川合流点	1.4
庄司川	飯塚市庄司字高柳338番8地先の県道橋	遠賀川合流点	2.6
椎の木川	飯塚市鯉田字伏原1996番1地先の市道福井橋	遠賀川合流点	1.6
庄内川	左岸:飯塚市高倉字土手ノ内463番7地先 右岸:飯塚市高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8
鹿毛馬川	左岸:飯塚市鹿毛馬字平石116番1地先 右岸:飯塚市鹿毛馬字平石104番4地先	庄内川合流点	2.9

注) 指定区間:県管理区間

3-3 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として計画策定時から概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点での被害軽減の緊急性から策定したものであり、策定後の社会・経済状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて、適宜見直しを行います。

3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

1. 洪水対策

河川整備計画における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、近年の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害の範囲の甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を勘案して決定します。

本計画では、近年の浸水被害等を考慮した上で熊添川、建花寺川、庄司川、庄内川を整備対象河川とします。

整備対象河川の整備目標について、熊添川、建花寺川は、平成22年7月規模程度の洪水を安全に流下させることを目指します。また、平成21年7月洪水に対して、家屋の浸水被害を軽減させる整備を進めることとします。

庄司川は、平成22年7月規模程度の洪水を安全に流下させることを目指します。また、平成30年7月洪水に対して、家屋の浸水被害を軽減させる整備を進めることとします。

庄内川は、平成21年7月規模程度の洪水を安全に流下させることを目指します。また、平成30年7月洪水に対して、家屋の浸水被害を軽減させる整備を進めることとします。

なお、本河川整備計画に記載がない災害復旧や局部的な改良については、適切に実施します。

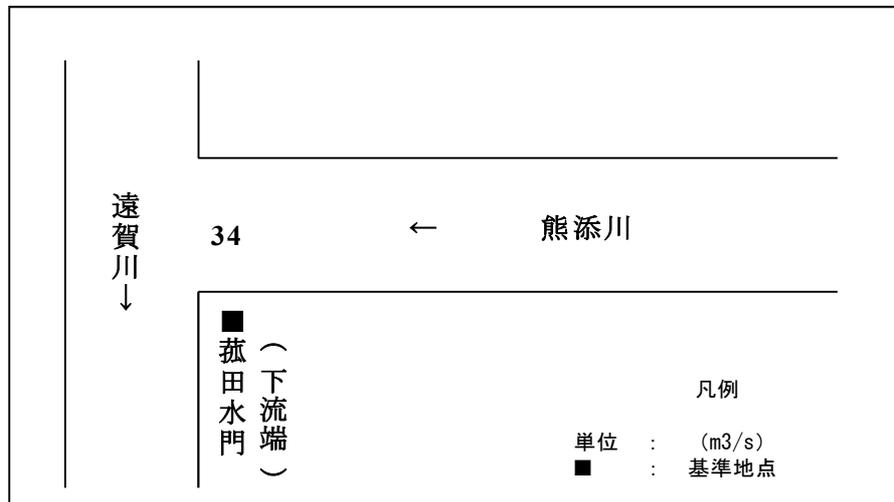


図 3-1(1) 熊添川整備目標流量配分図

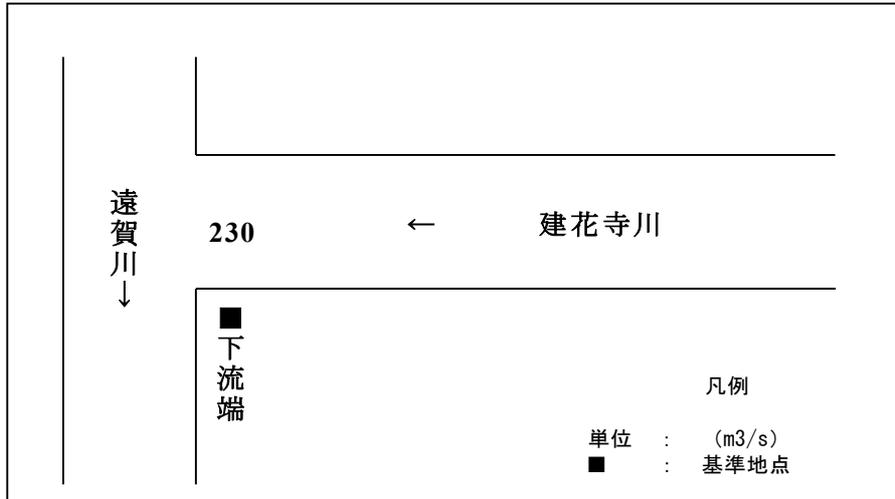


図 3-1(2) 建花寺川整備目標流量配分図

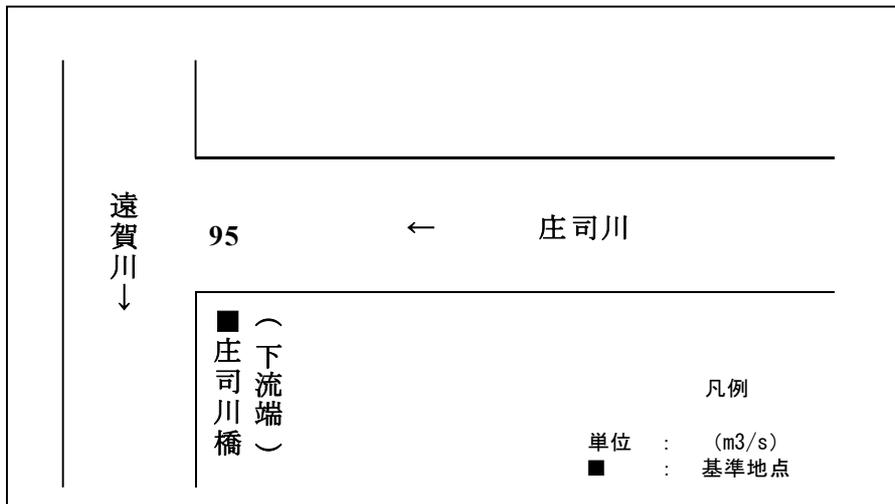


図 3-1(3) 庄司川整備目標流量配分図

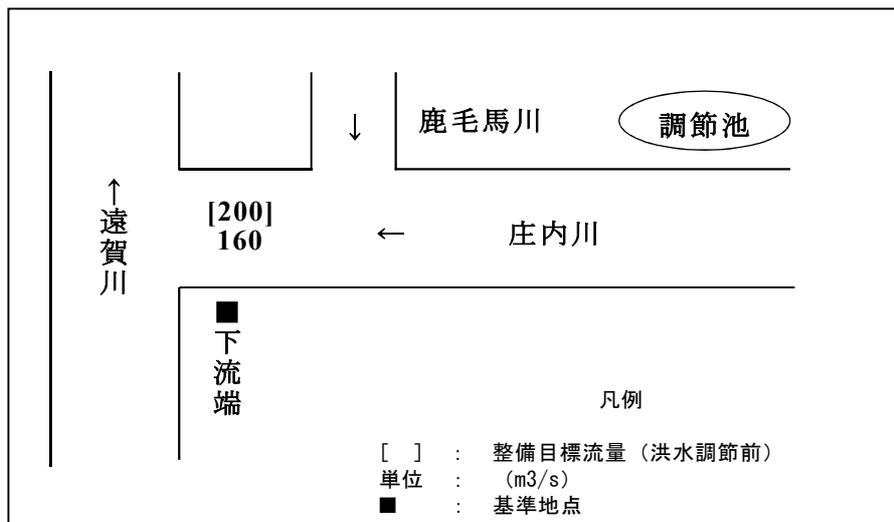


図 3-1(4) 庄内川整備目標流量配分図

2. 内水対策

内水被害のおそれがある地区を対象に、関係機関と連携・調整を図り検討を行い、必要に応じて内水被害の軽減や拡大防止を図ります。

3. 地震対策

堤防や水門等の河川管理施設については、必要に応じて耐震性能を照査し、所定の安全度が不足していると判断された施設には必要な耐震対策を実施することにより、大規模な地震動が生じた場合における河川管理施設として必要な機能の確保を図ります。

4. 河川の維持

河川の維持については、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の土砂堆積、河床低下、河岸洗堀、河道内樹木などを対象に、洪水等による災害の防止または被害軽減の機能が発揮できるよう、適切な維持管理を図ります。

5. 危機管理

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図るとともに、流域全体で取り組みます。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

1. 水利用

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持については、永続的に健全な河川水の利用が維持されるように、関係機関と協力して適正な水管理に努めていくことを目指します。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、市民や観光客の憩いの場として現状を維持しつつ、さらに安全性や利便性の向上を目指します。

3. 河川環境

河川環境の整備と保全については、多様な動植物の生息・生育環境の保全・創出を目指します。

4. 河川水質

水質については、現在の水質の保全とさらなる向上を目指します。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類

整備対象河川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、築堤、河道拡幅や掘削、堤防嵩上げ、洪水調節施設の整備、橋梁や堰の改築などを行います。

2. 洪水対策

(1) 施行の場所

上流圏域内の施行の場所は、表 4-1 に示す区間とします。

表 4-1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長(m)
熊添川	遠賀川合流点～南通橋	1,200
建花寺川	新二瀬橋～相田川合流点	2,030
庄司川	遠賀川合流点～奈良崎橋	1,910
庄内川	遠賀川合流点～鳥羽橋	7,500



図 4-1 上流圏域河川整備計画の施行の場所

(2) 改修方針

① 熊添川(遠賀川合流点～南通橋)

熊添川は、護岸等が概ね整備され、昭和47年2月に菰田排水機場が完成し、平成15年7月出水による床対事業でポンプの増設が行われているものの、平成21年7月出水において、河積不足により河川水位が上昇し、浸水被害を受けました。

熊添川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、河川沿川が家屋連たん区間であることから、根継ぎ工などを用いての河床掘削による河川改修を実施します。

また、河川改修を行う際には、現在の生息・生育状況の調査結果をもとに、遠賀川本川由来の小型魚類等やエビの生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と創出につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、小型生物の一時避難場所の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



熊添川施行区間の現況写真

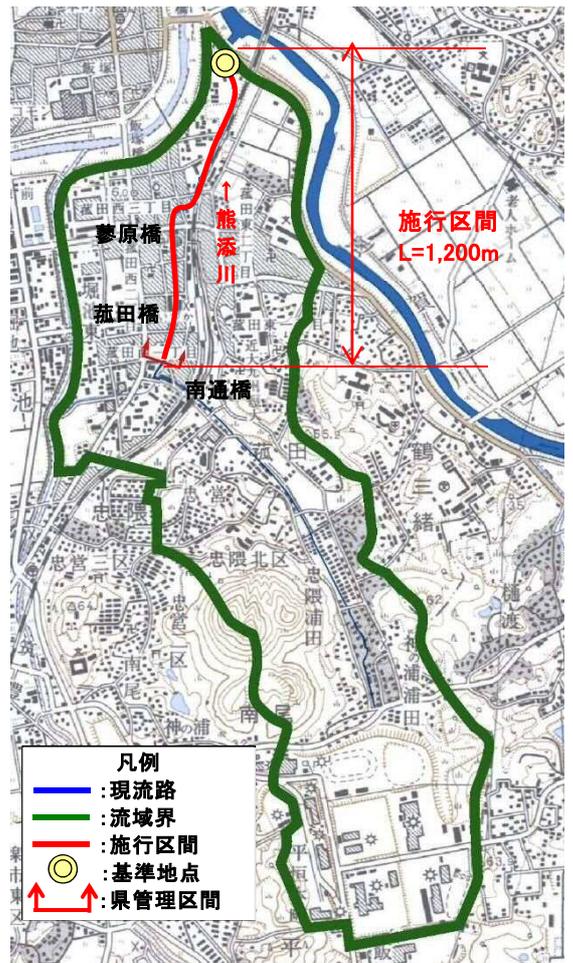


図 4-2 熊添川河川整備計画の施行の場所

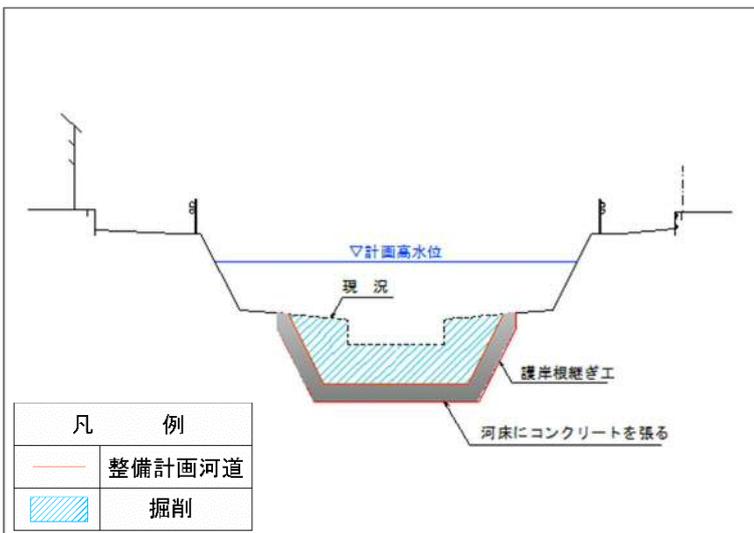


図 4-3 熊添川河川整備計画代表横断面図

②建花寺川(新二瀬橋～相田川合流点)

建花寺川は、堤防や護岸等が概ね整備されているものの、平成15年7月出水や平成21年7月出水、平成30年7月出水において、河積不足区間や堤防高不足箇所において浸水被害を受けました。

建花寺川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、築堤、河道拡幅、河床掘削など、河道や背後地の土地利用の状況に応じた河川改修を実施します。

また、河川改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、希少な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と創出につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、水際の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



ツゲノ木井堰下流区間



日新橋付近

建花寺川施行区間の現況写真

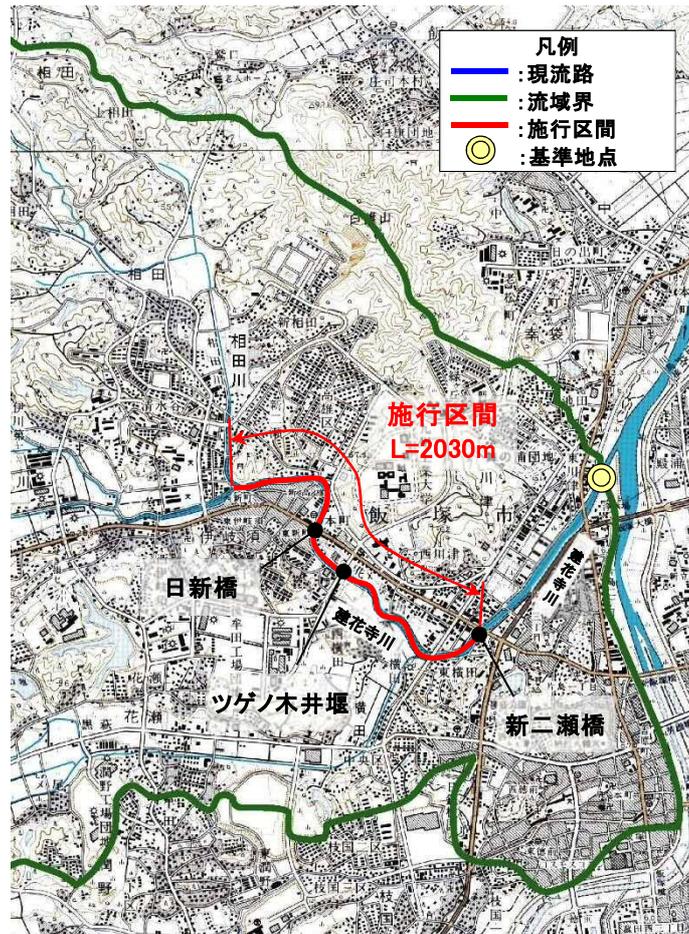


図 4-4 建花寺川河川整備計画の施行の場所

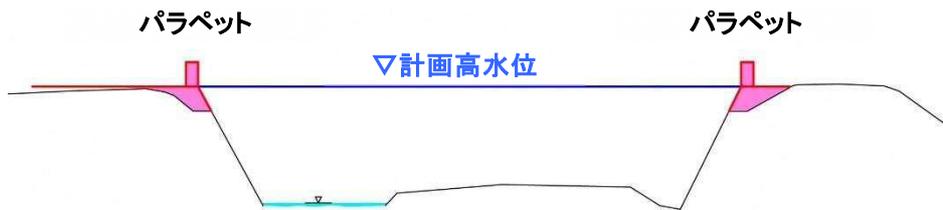


図 4-5(1) 建花寺川河川整備計画代表横断面図(ツゲノ木井堰下流区間)

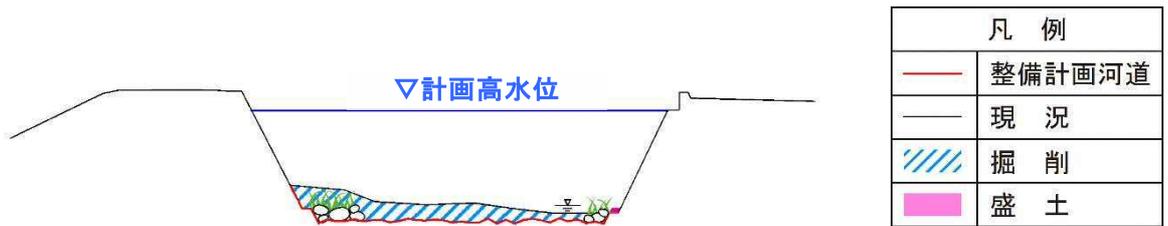


図 4-5(2) 建花寺川河川整備計画代表横断面図(日新橋付近)

③庄司川(遠賀川合流点～奈良崎橋)

庄司川は、堤防や護岸等が概ね整備され、平成6年3月に庄司川排水機場が完成したものの、平成15年7月出水や平成21年7月出水、平成30年7月出水において、河積不足区間や堤防高不足箇所において浸水被害を受けました。

庄司川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、築堤、河床掘削、河道拡幅などによる河川改修を実施します。

加えて、排水対策として、浸水被害状況、土地利用状況を考慮し、調節池の整備等の必要に応じた対策を実施します。

また、河川改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、希少な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と創出につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、水際の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



下流区間



奈良崎橋より下流

庄司川施行区間の現況写真

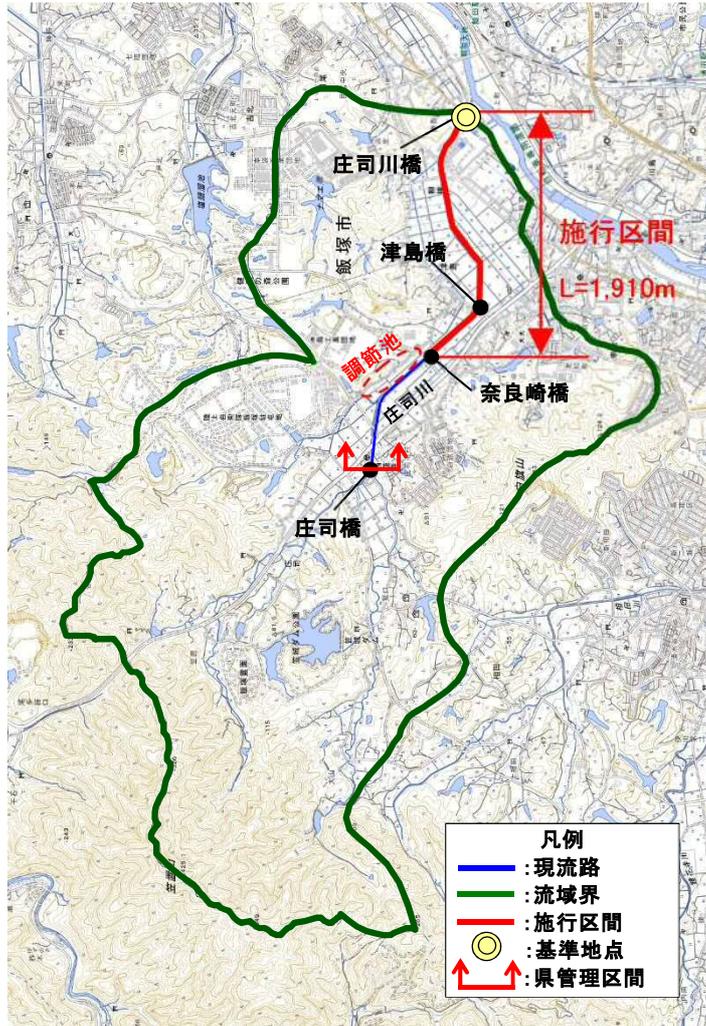


図 4-6 庄司川河川整備計画の場所

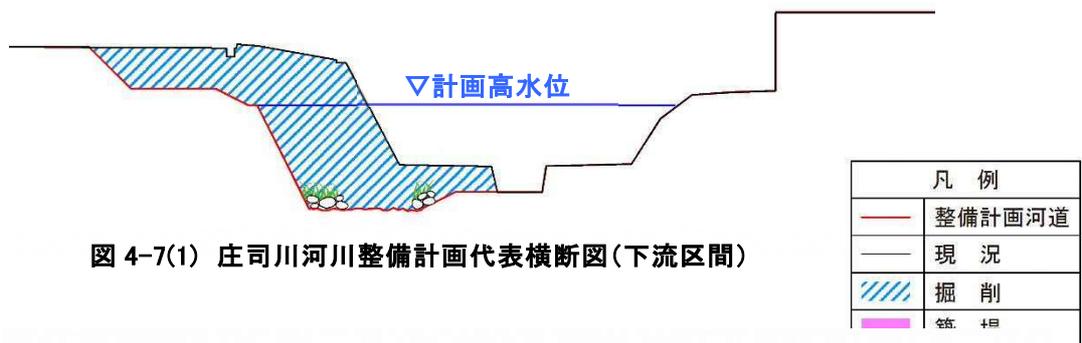


図 4-7(1) 庄司川河川整備計画代表横断図(下流区間)

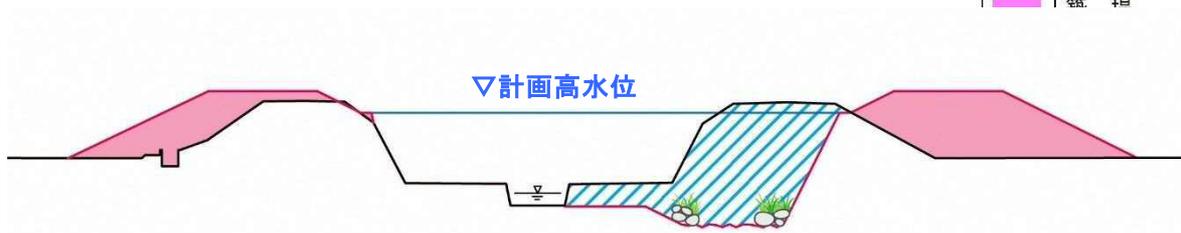


図 4-7(2) 庄司川河川整備計画代表横断図(津島橋)

④庄内川(遠賀川合流点～鳥羽橋)

庄内川は、堤防や護岸等が概ね整備されているものの、平成15年7月出水や平成21年7月出水、平成30年7月出水において、河積不足区間や堤防高不足箇所において浸水被害を受けました。

庄内川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、築堤、河道拡幅、洪水調節施設などによる河川改修を実施します。

河川改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、希少な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と創出につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、水際の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



浮洲橋より下流



元吉橋より上流

庄内川施行区間の現況写真

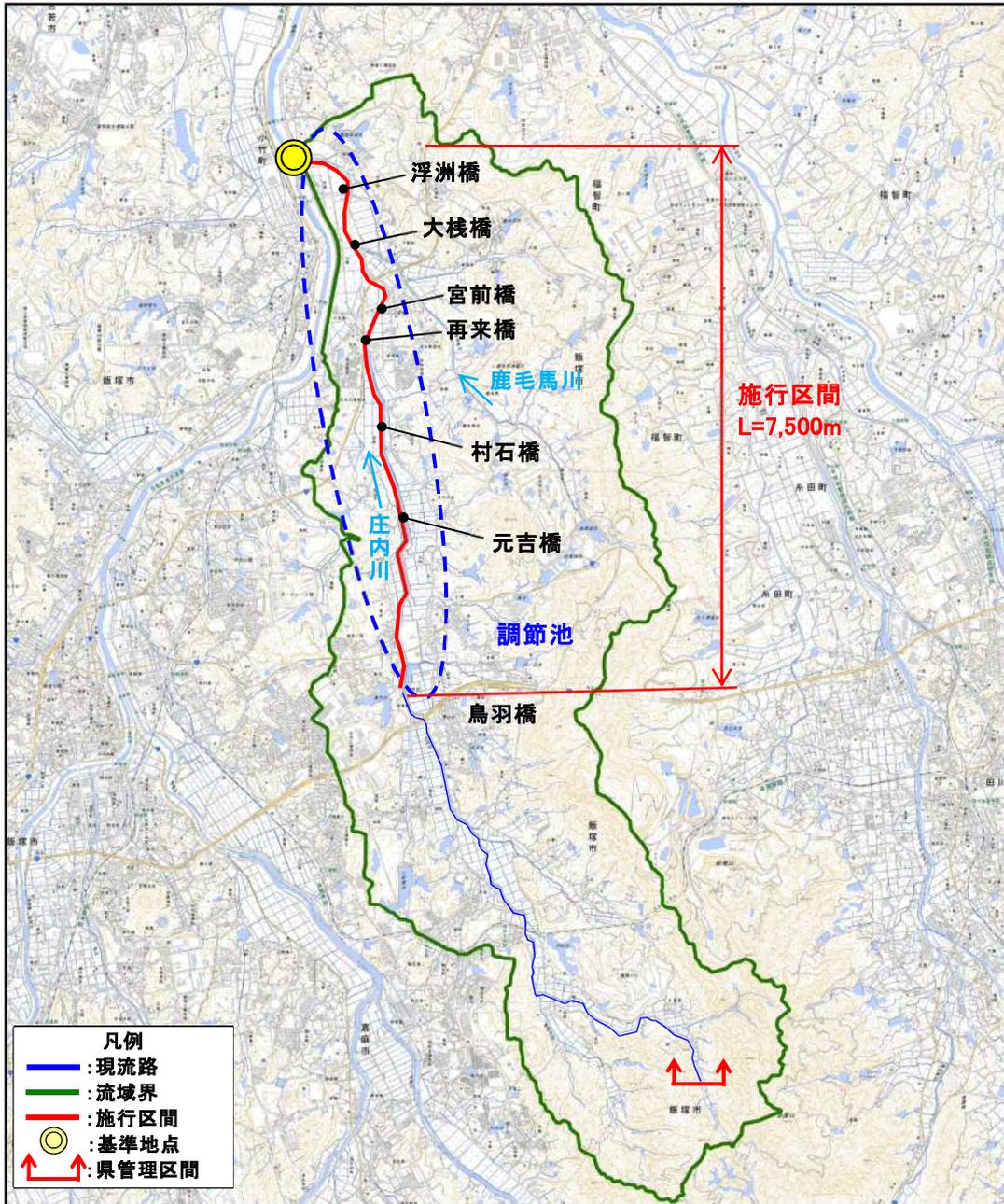


図 4-8 庄内川河川整備計画の施行の場所



図 4-9(1) 庄内川河川整備計画代表横断面図(浮洲橋付近)

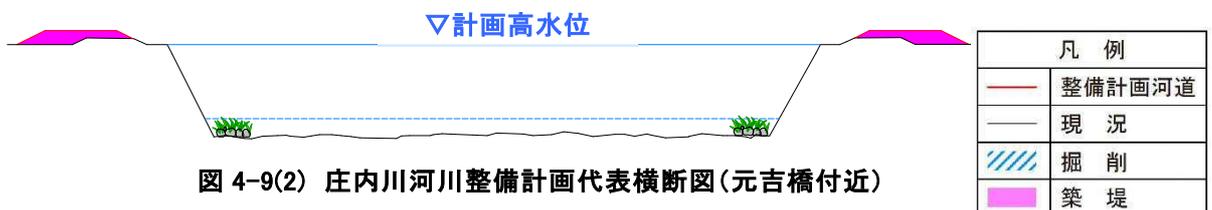


図 4-9(2) 庄内川河川整備計画代表横断面図(元吉橋付近)

3. 局所的な改良

ネック箇所解消により被害軽減が可能な場所については、緊急性や優先度を考慮し、必要に応じた局所的な改修を行うことにより、浸水被害の軽減を図ります。

4. 内水対策

内水対策の必要がある箇所においては、関係機関等と連携・調整を行い、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

5. 水衝部等の安全性確保

水衝部や洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できないおそれのある箇所や、河道のモニタリング等の結果により、河川の維持や河川管理施設の安全性を確保する必要があると判断された箇所については、必要に応じて根固め、護岸、水制及び法面保護等の改修を行います。

6. 堤防の安全性確保

堤防については、必要に応じて洪水における浸透や侵食等に対する安全性の検討を行い、その結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については状況に応じた対策を実施し、堤防の安全性の確保に努めます。

7. 危機管理

危機管理については、整備途中における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図りながら、防災情報の速やかな提供と水防活動の支援に努め、被害の防止、軽減を図ります。さらに、災害時に地域住民が円滑かつ迅速な避難行動がおこなえるよう、圏域内の市町が行うハザードマップの作成支援を行います。

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、下記の施策を行います。

2. 河川維持の種類

(1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を維持し、十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、災害危険箇所等の把握を定期的に行い、優先順位の高いものから対応を行っていきます。また、機械・機器等の施設の機能を維持するため、機器の更新及び補修も必要に応じて行います。

さらに、治水上の安全性を確保するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

(2) 堆積した土砂等の管理

河道内に堆積した土砂等については、河道の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視により堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら浚渫等の維持管理に努めます。

また、河川内に繁茂した植生については、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら伐採等を行うとともに、植生の効率的な管理を目指していきます。

(3) 河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

さらに、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、河川管理施設の重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努めます。



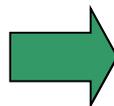
不法投棄の状況



不法投棄の回収の様子

(4) 災害への対応

護岸等の河川管理施設が被災した場合は、早期発見に努めるとともに、迅速にその復旧に向けて取り組みます。



災害復旧の様子

(5) 水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、雨量・水位の把握に努めるとともに、関係機関と連携して、定期的に水質の把握に努め、水質改善についての啓発活動等を行っていきます。

また、水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。



河川に設置された水位計
(テレメーター)



油流出事故の対応

3. 施行の場所

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間で行います。

4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

1. 水利用

上流圏域の河川の適正な利用に関しては、現在、かんがい用水、水道用水、工業用水等の水源として広く利用されていることから、流水の利用の適正化や合理化が図られるように努めます。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、各河川の流況ならびに動植物の生息・生育及び利水の現況等、今後調査の上、検討します。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、治水上や河川利用上の安全・安心に配慮した上で、地域の要望を踏まえた子どもたちの自然体験、環境学習活動の場等の形成に努めます。

3. 河川環境

河川環境については、多自然川づくり基本方針、中小河川に関する河道計画の技術基準及び福岡県生物多様性戦略、福岡県ワンヘルス推進行動計画を基本として、治水・利水面に配慮しつつ、地域と合意形成を図りながら、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出を図ります。

また、上流圏域には多くの動植物の生息・生育が確認されていますが、この地域に昔から生息している在来生物の捕食や交雑のおそれのある外来生物も多数確認されているため、継続的な監視を行いながら、また、外来生物を増やさないよう啓発活動等に努めます。

さらに、良好なエコロジカルネットワークを創出できるよう関係機関との連携・調整を図るとともに、学識経験者に意見を伺いながら、遠賀川本川との連続性の確保等に努めます。

4. 河川水質

水質については、環境基準を満たしていない地点もあるため、関係機関と地域住民との協働による水質の改善に努めます。

また、環境基準を満たしている地点でも、水質が悪化しないように継続的な監視を行いながら水環境の保全に努めます。

4-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進

(1) 施設の能力を上回る洪水等の発生への対応

近年の降雨傾向の変化や洪水被害の発生状況をみると、平成24年7月九州北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨のような記録的な豪雨、あるいはそれ以上の豪雨がいつ発生してもおかしくありません。甚大な洪水被害から最低限人命を守るためには、地域住民及び市町村が洪水被害に対する防災・減災を強く意識した社会を構築していくことが重要です。そのために、「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」等を通じて国や市町村等と連携し、地域住民も含めて「施設では防ぎきれない規模の洪水も必ず発生するもの」と認識して取り組む必要があります。

(2) 流域治水の取り組み

整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。

遠賀川水系では、令和3年3月に「遠賀川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」及び土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」、並びに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」が公表されたところです。

引き続き、圏域内市町への支援や圏域のあらゆる関係者に遠賀川上流圏域のリスク情報などを提供・共有するとともに、圏域の多くの関係者が一体となって、実効性のある遠賀川上流圏域の「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。

(3) グリーンインフラの推進

圏域内市町等による取り組みを促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進を図ります。

進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

2. ソフト対策の具体的な取り組み

(1) 水害発生危険性に関する情報の提供

水位周知河川に指定した河川については、水防法の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表します。

また、洪水浸水想定区域図に基づき、市町が洪水ハザードマップ等を作成する際には支援を行います。

なお、令和3年の水防法改正により、水位周知河川に指定していない一級河川、二級河川についても、洪水浸水想定区域図の作成・公表を進めます。

(2) リアルタイム水文情報(雨量、河川水位等)の提供

洪水等による被害の発生又は発生が予想される際には、正確な河川防災情報を迅速に市町村や地域住民に提供することが重要です。

そのため、雨量や河川水位、河川監視カメラ画像等の河川防災情報を「福岡県総合防災情報」※1、「防災メール まもるくん」※2、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」※3により、携帯電話やインターネットを利用して地域住民へリアルタイムで提供します。

また、出水時に市町村へ水防情報の伝達を行うとともに、首長等へ直接電話等により水位情報の伝達(ホットライン)を行うことにより、首長による避難勧告等の発令の判断を支援します。

「福岡県総合防災情報」※1の各種情報アドレス

<インターネット>

福岡県総合防災情報ホームページ

(http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/)

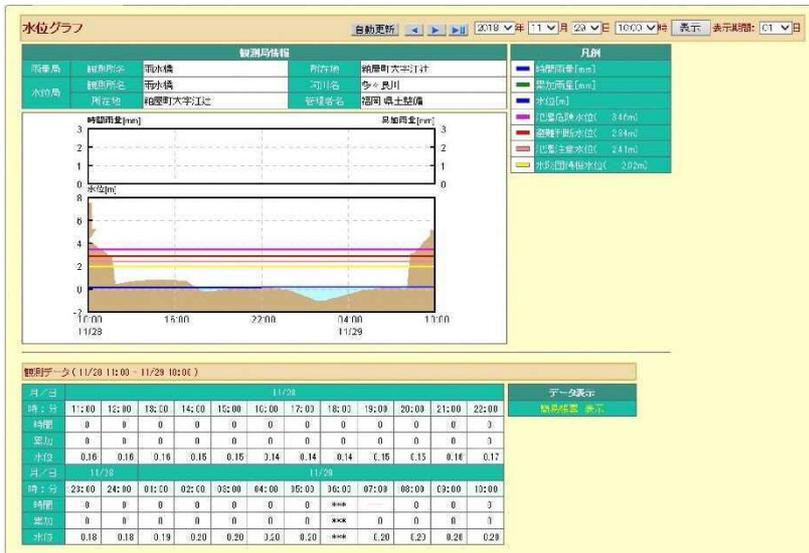
<スマートフォン>

福岡県総合防災情報ホームページ(<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>)

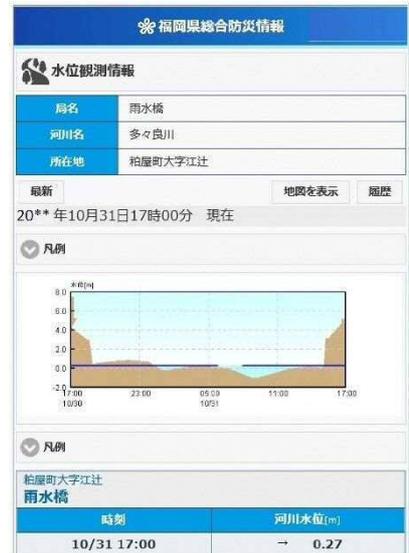
<携帯電話>

福岡県総合防災情報ホームページ(<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/fp/>)

パソコンの場合



スマートフォンの場合



「防災メール・まもるくん」※2の各種情報アドレス

防災メール・まもるくんホームページ (<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>)



図 4-11 防災メールまもるくん

「ふくおか防災ナビ・まもるくん」※3の各種情報

【ふくおか防災ナビ・まもるくん 画面イメージ】

- 災害の危険度を表示
- 地図で避難所を表示



【配信開始日】

令和4年12月23日（金）

【ダウンロードはこちらから】

Google Play

App Store



【対応 OS】

Android バージョン 8.0 以降

iOS バージョン 11.0 以降

【利用料金】

無料 ※ 通信料等は別途かかります。

図 4-12 ふくおか防災ナビ・まもるくん

(3) 防災意識の向上のための市町村への支援

洪水等による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれの災害に対応する力を高めることが大切であることから、自助行動に関するパンフレットを作成し、市町村職員や自主防災組織、一般住民向けに提供しています。併せて、災害の発生前から、迅速で的確な防災対応をとるには、その対応をあらかじめ時系列に明確化したタイムライン(防災行動計画)を活用した取り組みを行うことが重要であり、市町村がタイムラインを作成する際、必要に応じて、技術的な助言等の支援を行います。

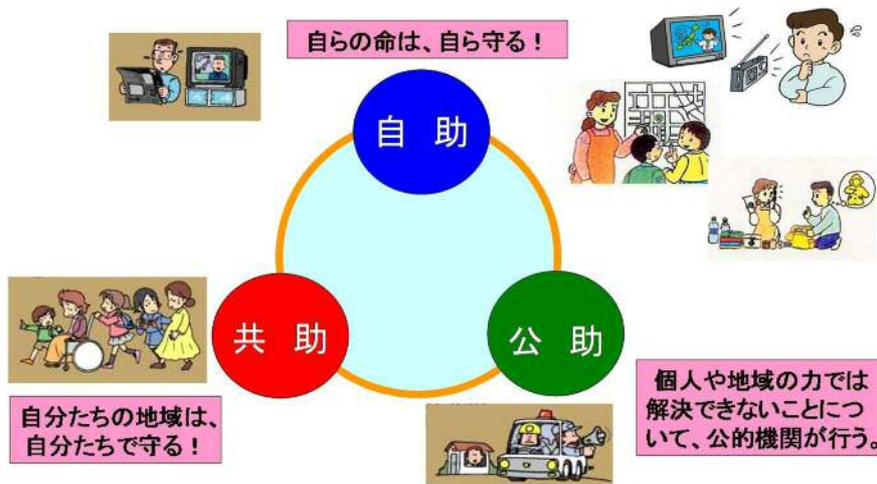


図 4-13 総合的な被害軽減対策イメージ（自助、共助、公助）



<ホームページアドレス>
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/self-help-action.html>

図 4-14 自助行動啓発マニュアル及びパンフレット

3. 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携

(1) 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、それらを推進する組織づくりを促進するとともに、地域住民の関心がよりいっそう河川に向くよう、積極的な広報活動等に努めます。

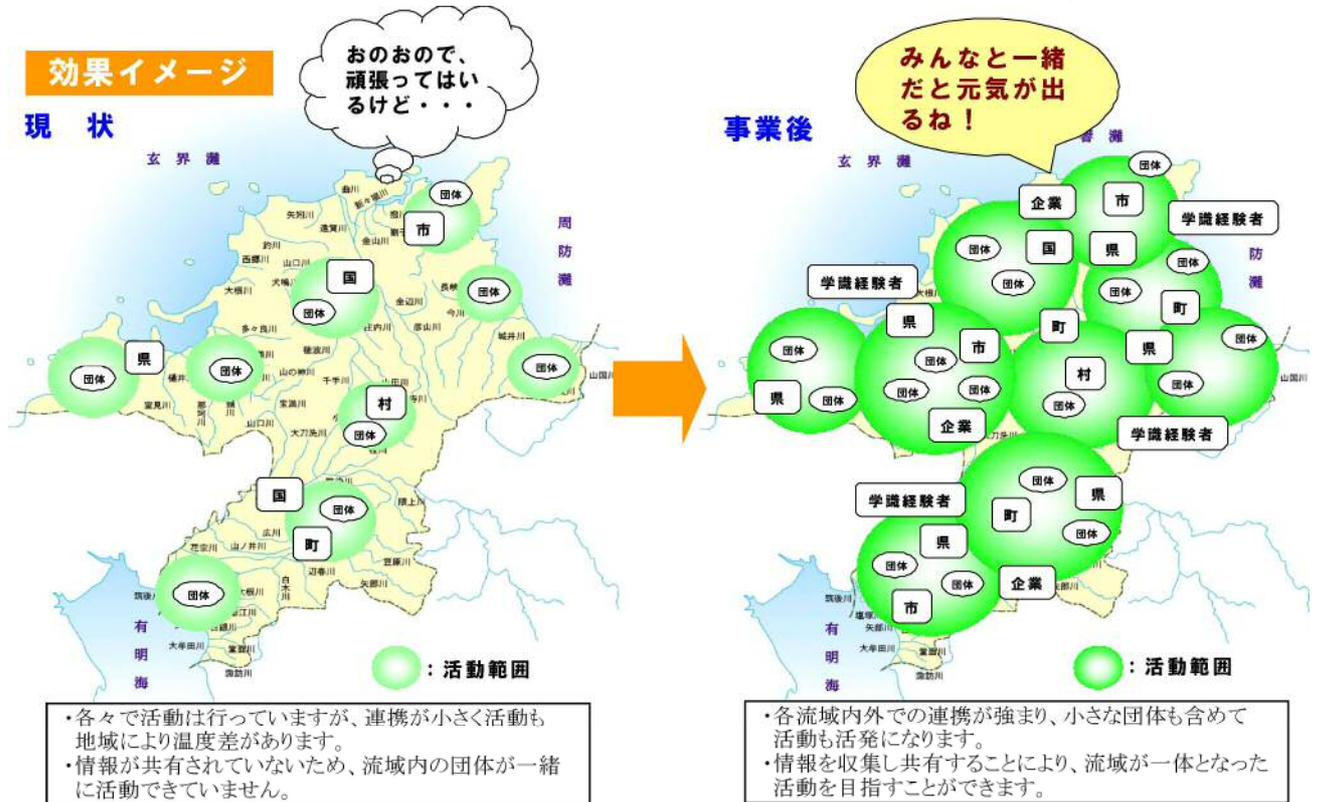


図 4-15 河川愛護意識の普及及び啓発の効果イメージ



ふくおか水もり自慢!



ふくおか川の大掃除

また県では、「水辺教室」として、主に小学生を対象に、身近な自然の代表である河川を題材に自然環境教育を実施しています。

普段見慣れた身近な川に入り、そこに棲む魚や水生昆虫を捕まえながら、それらの生態や生活史を学ぶことで、水辺環境(植生、水質、連続性など)の大切さを気づかせることを狙いとしています。

教材には、水辺環境を測るものさしに在来の淡水魚や外来生物を使った下敷「さかな環境下敷」を使用し、子どもたちが楽しみながら学習できる工夫をしています。生物多様性の高い水辺にしか棲めない魚は高得点となっており、どのような河川が生き物に優しいのか興味がわくようになっていきます。

これらにより、生物多様性の学習や子どもたちの河川愛護意識の啓発に取り組んでいます。

福岡県の淡水魚 ~魚を使った環境しらべ~

これは魚の種類ごとの長さを測り、それを集めていくことで環境を調べることができます。平均的な魚の長さがどのくらいかを知ることができ、またその長さを測ることで、その魚の生活環境や生態について学ぶことができます。

平均的な長さ (cm) [] 最も長い魚の長さ (cm) [] 最も短い魚の長さ (cm)

魚の体各部の名称

【編者】福岡県環境政策研究 環境生物課 【発行】福岡県環境政策研究課

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

さかな環境下敷



水辺教室

(2) 水難事故防止のための教育

近年、局地的集中豪雨による水害及び水難事故が全国各地で発生しています。

国土交通省では、平成20年7月の兵庫県都賀川の急な増水による痛ましい事故を受け、「水難事故防止策検討ワーキンググループ」の設置及び対策の検討が行われ、平成21年1月に報告書がとりまとめられました。

福岡県では、近年増加している局地的集中豪雨による水難事故対策として、河川を利用する方々に、天候の急変などによる急激な増水や水辺の危険箇所を知ってもらうために、子どもを対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を平成21年度からNPO法人と協働で開催しています。



図4-16 「ふくおか水辺の安全講座」案内パンフレット

ビデオにより川の危険箇所を知る

魚取り、カヌーで川の楽しさを学ぶ



遭難したときの流され方、スローロープによる救助



急な出水により中州に取り残された場合の集団での歩き方



水辺の安全講座の様子

(3) 河川愛護活動の支援

県では、河川を管理していく上で、管理者が責務を全うすることに加え、地域の財産である河川を地域の手で守ってもらうことが、永続的に健全な河川環境を維持していく上で必要なことだと考えています。

そのため、「クリーンリバー推進対策事業」として河川愛護団体の登録制度を設け、河川愛護活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給、自走式草刈機の貸出し等の支援を行います。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行う河川愛護企業や、河川愛護団体だけでは実施が困難な作業等について河川愛護団体の支援（伐木、伐根、整地など）を行う河川愛護活動支援企業の登録など、企業の地域貢献と連携した支援を行います。

河川愛護団体（ボランティア団体）



河川愛護活動支援企業

<p>河川愛護活動支援企業とは？</p> <p>河川愛護団体の活動を支援する企業等のことです。</p>	<p>河川愛護活動支援企業の活動内容は？</p> <p>河川愛護活動を行うボランティア団体や河川愛護企業の活動を重機や特殊車種による作業によって支援します。</p>	<p>どうやって登録するの？</p> <p>河川愛護企業同様、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。</p>
<p>活動支援例</p>		
<p>① 整地</p> <p>ボランティア団体の皆様が除草や清掃が行い易いように凹凸になった地面を小型重機等を使用して整地します。</p>	<p>② 抜根等</p> <p>バックホウ等を使用して土中に埋まっている切株やタイヤ等を取り除きます。</p>	<p>③ 伐木</p> <p>チェーンソー等を使用して、作業に支障のある立木を伐採します。</p>

河川の除草・清掃などの河川愛護活動を行う活動団体（河川愛護企業）と河川愛護団体の活動を支援する支援団体（河川愛護活動支援企業）を募集します。

活動フロー図



河川愛護企業

<p>河川愛護企業とは？</p> <p>除草・清掃などの河川愛護活動を行う企業等のことです。事業所近くの川をきれいになりたい、ふくおかの川を美しくしたいという企業等で、登録基準については下記の①～③に該当する企業等のことです。</p>	<p>河川愛護企業の活動内容は？</p> <p>県管理河川において河川愛護活動（除草・清掃など）を行います。</p>	<p>どうやって登録するの？</p> <p>①～③に該当する企業等は、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。詳細については裏面記載のお近くの県土整備事務所（支所）にお問合わせください。</p>
<p>① 個人事業主を除く企業等</p> <p>企業等には一般の企業に加え農協や漁協などの組合、その他の団体を含みます。</p>	<p>② 区間を決めて活動</p> <p>河川内に愛護活動を行う区間を決めて活動を行います。（区間が500m以上の場合はアダプトサインの設置ができます。）</p>	<p>③ 活動は年2回以上</p> <p>年2回程度以上の活動を行います。</p>

図 4-17 河川愛護団体、河川愛護企業及び河川愛護活動支援企業への支援

(4) 河川環境の保全に向けた連携と活動の促進・支援

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活雑排水、また、外来生物の侵入等、多様な生物を育む良好な河川環境を保全する上で、不利益となる要因は種々あります。



不法投棄の例

そのため、良好な河川環境の保全に向けて、行政と地域住民、河川愛護団体等とが連携し、環境教育・環境学習の場と

して活用を図ると共に、それら活動の促進・支援に努めます。また、在来種保全のための外来生物対策として、地域住民等に対し、外来生物の侵入による在来種への影響や外来生物対策の必要性等について広報・啓発活動に努めます。

(5) 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効率的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そのため、必要に応じて、地域の合意形成を目的としたワークショップの実施や学識者の意見を参考にする等、計画段階から地域住民と連携した河川整備の実施に努めます。

(6) 河川情報の共有化の推進

地域住民の一人一人が河川の現状と課題を認識し、行政と共に問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのため、パンフレットの配布やイベントの開催、インターネット※4等様々な情報伝達手段を活用することにより、情報の公開・提供に努めます。

「福岡県河川協会」※4のアドレス：<http://www.fukuoka-pref-kasen.jp/kasenkyokai/>

福岡県河川協会

川はどこから来てどこへ流れるのでしょうか。いつから流れているのでしょうか。私たちの街の川のことを、もっと知りたいと思いませんか。

- 河川紀行 お問い合わせ
- 河川鑑賞 絵画コンクール
- 水辺に生きる 生物図鑑
- 河川情報誌「かわ」 [PDFダウンロード]
- みんなの広場
- キッズ 質問コーナー

河川情報誌「かわ」

発行・編集／福岡県河川協会の川の情報誌「かわ」をPDFファイルでダウンロードしていただけます。

▼福岡の川や好きな川魚の名前などでサイト内のキーワード検索ができます。

検索

図 4-18 インターネットホームページ（福岡県河川協会）